

昭和二十二年法律第五十四号

昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 私的独占及び不当な取引制限（第二条の二—第七条の九）
- 第三章 事業者の二、独占的状態（第八条の四）
- 第四章 株式の保有、役員の兼任、合併、分割、株式移転及び事業の譲受け（第九条—第十八条）
- 第五章 不公正な取引方法（第十八条の二—第二十条の七）
- 第六章 適用除外（第二十一条—第二十三条）
- 第七章 差止請求及び損害賠償（第二十四条—第二十六条）
- 第八章 公正取引委員会
- 第一節 設置、任務及び所掌事務並びに組織等（第二十七条—第四十四条）
- 第二節 手続（第四十五条—第七十条の十二）
- 第三節 雜則（第七十一条—第七十六条）
- 第九章 訴訟（第七十七条—第八十八条）
- 第十章 雜則（第八十八条の二）
- 第十一章 賞罰（第八十九条—第一百条）
- 第十二章 犯則事件の調査等（第一百一条—第一百十八条）
- 附則

第一章 総則

第一条 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、國民經濟の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

第二条 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。事業者の利益のために行う行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項又は第三章の規定

の適用については、これを事業者とみなす。

この法律において「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、営業を営んでいるものを含まないものとする。

一二以上の事業者が社員（社員に準ずるもの）である社団法人その他の社団

二二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人

その他の財団

三二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

この法律において「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の事業の主任者をいう。

この法律において「競争」とは、二以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において、かつ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく次に掲げる行為をし、又はすることができる状態をいう。

同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること

二 同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること

この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支

配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他の名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共にして対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

この法律において「独占的状態」とは、同種の商品（当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品を含む）（以下この項において「一定の商品」という）。並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で国内において供給されたもの（輸出されたものを除く。）の価額（当該商品に直接課される租税の額に相当する額を控除した額とする。）又は国内において供給された同種の役務の価額（当該役務の提供を受ける者に当該役務に関して課される租税の額に相当する額を控除した額とする。）の政令で定める最近の一年間における合計額が千億円を超える場合における当該一定の商品又は役務に係る一定の事業分野において、次に掲げる市場構造及び市場における弊害があることをいう。

一 当該一年間において、一の事業者の事業分野占拠率（当該一定の商品並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で国内において供給されたもの（輸出されたものを除く。）又は国内において供給された当該役務の数量（数量によることが適當でない場合にあっては、これらの価額とする。以下この号において同じ。）のうち当該事業者が供給した当該一定の商品並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品又は役務の数量の占める割合をいう。以下この号において同じ。）が二分の一を超えて、又は二の事業者のそれぞれの事業分野占拠率の合計が四分の三を超えて、いること。

二 他の事業者が当該事業分野に属する事業を新たに営むことを著しく困難にする事情があること。

三 当該事業者の供給する当該一定の商品又は役務につき、相当の期間、需給の変動及びその供給に要する費用の変動に照らして、価格の上昇が著しく、又はその低下がきん少であり、かつ、当該事業者がその期間次のいずれかに該当していること。

イ 当該事業者の属する政令で定める業種における標準的な政令で定める種類の利益率を著しく超える率の利益を得て、いること。

ロ 当該事業者の属する事業分野における事業者の標準的な販売費及び一般管理費に比し著しく過大と認められる販売費及び一般管理費を支出していること。

きは、これらの事情を考慮して、前項の金額につき政令別段の定めをするものとする。

この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一 正当な理由がないのに、競争者と共同して、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ ある事業者に対し、供給を拒絶し、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。

ロ 他の事業者に、ある事業者に対する供給を拒絶させ、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。

二 不當に、地域又は相手方により差別的な対価をもつて、商品又は役務を継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの

三 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの

四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を供給すること。

イ 相手方に對しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。

ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 繼続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。）において同じ。

ロ 繼続して取引する相手方に対し、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に對して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他の取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ 不當に他の事業者を差別的に取り扱うこと。

ロ 不當な対価をもつて取引すること。

ハ 不當に競争者の顧客を自己と取引するよう誘引し、又は強制すること。

ニ 不當に競争者の事業活動を不當に拘束する条件をもつて取引すること。

ホ 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不當に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不當に誘引し、唆し、若しくは強制すること。

第二章 私的独占及び不当な取引制限

第二条の二 この章において「市場占有率」とは、一定の取引分野において一定の期間内に供給される商品若しくは役務の数量のうち一若しくは二以上の事業者が供給し、若しくは供給を受ける当該商品若しくは役務の数量の占める割合又は一定の取引分野において一定の期間内に供給される商品若しくは役務の数量のうち一若しくは二以上の事業者が供給し、若しくは供給を受ける当該商品若しくは役務の価額の占める割合をいう。

この章において「子会社等」とは、事業者の子会社（法人がその総株主（総社員を含む。以下同じ。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することのできない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。以下この項及び次項において同じ。）の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の完全子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社をいう。以下この項において同じ。）又は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいう。

この章において「完全子会社等」とは、事業者の完全子会社（法人がその総株主の議決権の全部を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の完全子会社又は法人の一若しくは二以上の完全子会社がその総株主の議決権の全部を有する他の会社は、当該法人の完全子会社とみなす。以下この章及び第五章において同じ。）若しくは完全親会社（会社

が同一である他の会社をいう。以下この項において同じ。）又は当該事業者と完全親会社

この章において「供給子会社等」とは、第七条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項に規定する違反行為のうちいすれかの違反行為（第十三項及び第十四項を除き、以下この条において単に「違反行為」という。）をした事業者の子会社等であつて、当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為に係る商品又は役務を供給したものをいう。

この章において「違反供給子会社等」とは、供給子会社等であつて、違反行為をした事業者の違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為をしていないものをいう。

この章において「特定非違反供給子会社等」とは、非違反供給子会社等のうち、違反行為をしていないものをいう。

この章において「非違反供給子会社等」とは、供給子会社等であつて、違反行為をした事業者の当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為をしていないものをいう。

この章において「特定非違反購入子会社等」とは、非違反購入子会社等であつて、違反行為をしていないものをいう。

この章において「非違反購入子会社等」とは、購入子会社等であつて、違反行為をした事業者の当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為をしていないものをいう。

この章において「購入子会社等」とは、購入子会社等であつて、違反行為をした事業者の当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為をしていないものをいう。

この章において「違反購入子会社等」とは、購入子会社等であつて、違反行為をした事業者の当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為をしていないものをいう。

この章において「違反行為」とは、購入子会社等であつて、違反行為をした事業者の当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為をしていないものをいう。

第六条 事業者は、不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定

第七条 第三条又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ぜることができる。

公正取引委員会は、第三条又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第一節に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除したことを確保するために必要な措置を命ぜることができる。ただし、当該行為がなくなった日から七年を経過したときは、この限りでない。

二、当該行為をした事業者
二、当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

三、当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

い。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 当該違反行為（商品又は役務を供給することに係るものに限る。以下この号において同じ。）に係る一定の取引分野において当該事業者及びその特定非違反供給子会社等が供給した当該商品又は役務（当該事業者に当該特定非違反供給子会社等が供給したもの及び当該事業者又は当

該特定非違反供給子会社等が当該事業者の供給子会社等に供給したもの(除く)。並びに当該一定の取引分野において該商品又は役務等が該事業者及び当該特定非違反供給子会社等が当該事業者の供給子会社等又は特定非違反供給子会社等が当該事業者又は子会社等である場合に限る。(が)も(者)に当該商品又は役務を供給する限り当該事業者又は

二、当該違反行為に係る実行期間における売上額
二、当該違反行為に係る実行期間における売上額

じ。)に係る一定の取引分野において当該事業者及びその特定非違反購入子会社等が供給を受けた当該商品又は役務(当該事業者から当該特定非違反購入子会社等が供給を受けたもの及び当該事業者又は当該特定非違反購入子会社等が当該事業者の購入子会社等から供給を受けたも

のを除く)。並びに当該一定の取引分野において当該事業者及び当該特定非違反購入子会社等が当該事業者の購入子会社等から供給を受けた当該商品又は役務(当該者から購入子会社等(違反購入子会社等)へ又は当該事業者へ譲り受けた場合)のうちで、他の者が購入子会社等から供給を受けて当該事業者又は当該事業者へ譲り受けた場合(以下「譲り受けた場合」といふ)。

事業者又は当該実行行為に係る実行期間における購入額
算定し、行為に係る実行期間における購入額の政令で定める方法によ
り、該違反行為又は役務の全部又は一部の製造、販売、管理その他の当該商品又は
役務に密接に関連する業務として政令で定めるものであつて、当該事業者及びその完全子会社

等（当該違反行為をしていないものに限る。次号において同じ。）が行つたものの対価の額に相当する額として政令で定める方法により算定した額

業者の購入子会社等並びに当該違反行為をした他の事業者及びその購入子会社等を除く。)から当該商品若しくは役務の供給を受けないことに關し、手数料、報酬その他名目のいかんを問わず、当該事業者及びその完全子会社等が得た金銭その他の財産上の利益に相当する額として政令で定める方法により算定した額

の子会社等が当該各号のいずれにも該当しない場合を除く)であるときは、同項中「百分の十」とあるのは、「百分の四」である。

一、資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常に使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、御売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属するその事業を主たる事業として営むもの以下の場合及び個人であつて、その政令で定め六 務業組合その他の寺別の去様により協同して事業を行うことを主たる目的として設立された

第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が公正取引委員会又は当組合（組合の連合会を含む。）のうち、政令で定めるところにより、前各号に定める業種ごとに当該各号に定める規模に相当する規模のもの

該違反行為に係る事件について第四十七条第二項の規定により指定された審査官その他の当該事件の調査に関する事務に従事する職員による当該違反行為に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実に係る事実の報告又は資料の提出の求めに応じなかつたときは、公正取引委員会は、当該事

業者に係る実行期間のうち当該事実の報告又は資料の提出が行われず課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における第一項各号に掲げる額を、当該事業者、その特定非違反購入子会社等若しくは特定非違反購入子会社等又は当該違反行為に係る商品若しくは役務に係る金額又は料金等をもつて、(イ)は

七条の三 前条第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、課徴金の納付を命ぜてはならない。

のいずれかに該当する者であるときは、同項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）中「合算額」とあるのは、「合算額に一・五を乗じて得た額」とする。ただし、当該事業者が、第三項の規定の適用を受けるときは、この限りでない。

一 当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、前条第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項の規定による命令（当該命令が確定している場合に限る）¹⁾、次条第七項若しくは第七条の七第三項の規定による通知又は第六十三条第二項の規定による決定（以

下この項において、「納付命令等」という。)を受けたことがある者(当該納付命令等の日以後において当該違反行為をしていた場合に限る。)
一 前号に該当する者を除き、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、その完全子会社が納付命令等(当該納付命令等の日において当該事業者の完全子会社であ

る場合に限る。)を受けたことがある者(当該納付命令等の日以後において当該違反行為をしていた場合に限る。)

三 前二号に該当する者を除き、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に納付命令等を受けたことがある他の事業者たる法人と合併した事業者たる法人又は当該他の事業者たる法人から当該納付命令等に係る違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、若しくは分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した事業者たる法人(当該合併、譲受け又は分割の日以後において当該違反行為をしていた場合に限る。)

前条第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者は、同項(同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)(中「合算額」とあるのは、「合算額に一・五を乗じて得た額」とする。ただし、当該事業者が、次項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。)

一 単独で又は共同して、当該違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめなきことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかつた者

二 単独で又は共同して、他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し当該違反行為に係る商品又は役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方にについて指定した者

三 前二号に掲げる者のか、単独で又は共同して、次のいずれかに該当する行為であつて、当該違反行為を容易にすべき重要なものをした者

イ 他の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめなきことを要求し、依頼し、又は唆すこと。

ロ 他の事業者に対し当該違反行為に係る商品又は役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率、取引の相手方その他当該違反行為の実行としての事業活動について指定すること(専ら自己の取引について指定することを除く。)

ハ 他の事業者に対し公正取引委員会の調査の際に当該違反行為又は当該違反行為に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実に係る資料を隠蔽し、若しくは仮装すること又は当該事実に係る虚偽の事実の報告若しくは資料の提出をすることを要求し、依頼し、又は唆すこと。

二 他の事業者に対し次条第一項第一号、第二項第一号から第四号まで若しくは第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出又は第七条の五第一項の規定による協議の申出を行わないことを要求し、依頼し、又は唆すこと。

前条第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合は、同条第一項(同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)中「合算額」とあるのは、「合算額に二を乗じて得た額」とする。

第七条の四

公正取引委員会は、第七条の二第一項の規定により課徴金を納付すべき事業者が次の各号のいずれにも該当する者であるときは、同項の規定にかかわらず、当該事業者に対し、課徴金の納付を命じるものとする。

一 公正取引委員会規則で定めるところにより、单独で、当該違反行為をした事業者のうち最初に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者(当該事実の報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において行われた場合に限る。)

二 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていない者(当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において事前通知を受けた日をいう。次号及び次項において同じ。)(当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が第一号及び第五号に該当するときは減算前課徴金額(前二条の規定により計算した課徴金の額をいう。以下この条及び次条において同じ。)に百分の一二十を乗じて得た額を、第二号及び第五号又は第三号及び

第五号に該当する者であるときは減算前課徴金額に百分の十を乗じて得た額を、第四号及び第五号に該当する者であるときは減算前課徴金額に百分の五を乗じて得た額を、それぞれ当該減算前課徴金額から減額するものとする。)

一 公正取引委員会規則で定めるところにより、单独で、当該違反行為をした事業者のうち二番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者(当該事実の報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。)

二 公正取引委員会規則で定めるところにより、单独で、当該違反行為をした事業者のうち四番目又は五番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出(第四十五条第一項に規定する報告又は同条第四項の措置その他により既に公正取引委員会によつて把握されている事実に係るもの)を行つた者(当該事実の報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。)

三 公正取引委員会規則で定めるところにより、单独で、当該違反行為をした事業者のうち六番目以降に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者(当該事実の報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。)

四 公正取引委員会規則で定めるところにより、单独で、当該違反行為をした事業者のうち六番目以降に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者(当該事実の報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。)

五 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていない者(当該違反行為に係る第一項第一号又は前項第一号から第三号までに規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者の数が五に満たない場合において、当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に公正取引委員会規則で定める期日までに、公正取引委員会規則で定めるところにより、单独で、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出(第四十七条第一項各号に掲げる処分又は第一百二条第一項に規定する处分その他により既に公正取引委員会によって把握されている事実に係るもの)を除く。次号において同じ。)を行つた者(第一項第一号又は前項第一号から第三号までに規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者の数とこの号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者の数を合計した数が五以下であり、かつ、この号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者の数を合計した数が三以下である場合に限る。)

二 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後公正取引委員会規則で定める期日までに、公正取引委員会規則で定めるところにより、单独で、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者(前号に該当する者を除く。)

三 前二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた日以後において、当該違反行為をしていない者

第七条の二第一項に規定する違反行為をした事業者のうち二以上の事業者(会社である場合に限る。)が、公正取引委員会規則で定めるところにより、共同して、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた場合において、第一号に該当し、かつ、第二号又は第三号のいずれかに該当する者であるとき限り、当該事実の報告及び資料の提出を单独で行つたものとみなして、当該事実の報告及び資料の提出を行つた二以上の事業者について前三項の規定を適用する。この場合における第一項第一号、第二項第一号から第四号まで並びに前項第一

号及び第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者の数の計算については、当該二以上の事業者をもつて一の事業者とする。

一 当該二以上の事業者が、当該事実の報告及び資料の提出の時において相互に子会社等の関係にあること。

二 当該二以上の事業者のうち、当該二以上の事業者のうちの他の事業者と共同して当該違反行為をしたもののが、当該他の事業者と共に当該違反行為をした全期間（当該事実の報告及び資料の提出を行つた日から遡り十年以内の期間に限る。）において、当該他の事業者と相互に子会社等の関係にあつたこと。

三 当該二以上の事業者のうち、当該二以上の事業者のうちの他の事業者と共同しては当該違反行為をしていないものについて、次のいずれかに該当する事実があること。

イ その者が当該二以上の事業者のうちの他の事業者に対して当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲渡し、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継させ、かつ、当該他の事業者が当該譲渡又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。

ロ その者が、当該二以上の事業者のうちの他の事業者から当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継し、かつ、当該譲受け又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。

公正取引委員会は、第一項第一号、第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を受けたときは、当該事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に対し、速やかに文書をもつてその旨を通知するものとする。

公正取引委員会は、次条第一項の合意（同条第二項各号に掲げる行為をすることを内容とするものを含む。）をした場合を除き、第一項第一号、第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に対し第七条の二第一項の規定による命令又は次項若しくは第七条の七第三項の規定による通知をするまでの間、当該事業者に対し、当該違反行為に係る事実の報告又は資料の提出を追加して求めることができる。

公正取引委員会は、第一項の規定により課徴金の納付を命じないこととしたときは、同項の規定に該当する事業者がした違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第七条の二第一項の規定による命令をする際に（同項の規定による命令をしない場合にあつては、公正取引委員会規則で定める時までに）、これと併せて当該事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

第七条の五 公正取引委員会は、前条第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者（以下この条において「報告等事業者」という。）から次の各号に掲げる行為についての協議の申出があつたときは、報告等事業者との間で協議を行うものとし、当該事実及び資料により得られ、並びに第一号に掲げる行為により報告し、又は提出する事実又は資料により得られることが見込まれる事件の真相の解明に資するものとして公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容その他の事情を考慮して、公正取引委員会規則で定めるところにより、報告等事業者との間で、報告等事業者が同号に掲げる行為をし、かつ、公正取引委員会が第二号に掲げる行為をすることを内容とする合意ができる。

イ 当該協議において、公正取引委員会に対し、報告し、又は提出する旨の申出を行つた事実

又は資料を当該合意後直ちに報告し、又は提出すること。
ロ 前条第二項第一号から第四号まで若しくは第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出又は伊に掲げる行為により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事業の報告、資料の提出、公正取引委員会による報告等事業者の物件の検査（ハ及び次項第一号ロにおいて単に「検査」という。）の承諾その他の行為を行うこと。

ハ 公正取引委員会による調査により判明した事実に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。

二 減算前課徴金額に次のイ又はロに掲げる事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合（次項第二号において「上限割合」という。）の範囲内において、当該合意において定める特定の割合（同号及び第三項において「特定割合」という。）を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額すること。

イ 前条第二項第一号から第四号までに規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者の二十以下の四〇以下百分の四十以下の減額すること。

ロ 前条第三項第一号又は第一号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者の百分の二十以下の四〇以下の減額すること。

公正取引委員会は、前項の協議において報告等事業者により説明された同項第一号に掲げる行為により得られる事実又は資料が事件の真相の迅速な解明に必要であることに加えて、報告等事業者が同項の合意後に当該事件についての新たな事実又は資料であつて同項の公正取引委員会規則で定める事項に係る事実に係るものを探求する蓋然性が高いと認められる場合において、当該新たな事実又は資料の報告又は提出に当該合意後一定の期間を要する事情があると認めるときは、報告等事業者に対し、当該協議において、報告等事業者が同号に掲げる行為に加えて第一号に掲げる行為をすることを当該合意の内容に含めるとともに、公正取引委員会が同項第二号に掲げる行為をすることに代えて第一号に掲げる行為をすることを当該合意の内容とするよう求めることがができる。

イ 一次に掲げる行為

イ 当該合意後、当該新たな事実又は資料を把握したときは、直ちに、公正取引委員会に当該新たな事実又は資料の報告又は提出を行うこと。

ロ イに掲げる行為により得られた事実又は資料に關し、公正取引委員会の求めに応じ、事業の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。

二 減算前課徴金額に、特定割合を下限とし、これに報告等事業者が前号に掲げる行為をするごとに減算前課徴金額を更に減ずることができる割合として公正取引委員会規則で定めるところにより当該合意において定める割合を加算した割合（上限割合以下の割合に限る。）を上限とする範囲内において、公正取引委員会が当該行為により得られた前項の公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容を評価して決定する割合（次項及び第五項において「評価後割合」という。）を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額すること。

第七条の二第一項の場合において、公正取引委員会は、第一項の合意（前項各号に掲げる行為をすることを内容とするものを含む。以下この条及び次条において同じ。）があるときは、前条第一項又は第三項の規定により減額する額に加えて、当該合意の内容に応じ、減算前課徴金額に特定割合又は評価後割合を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額するものとする。第一項の合意は、公正取引委員会及び報告等事業者が署名又は記名押印をした書面により、その内容を明らかにしてするものとする。

公正取引委員会は、第二項第二号に掲げる行為をする第一項の合意をする場合には、同号に規定する公正取引委員会による評価及び評価後割合の決定の方針を前項の書面に記載するものとする。

第一項の協議において、公正取引委員会は、報告等事業者に対し、報告等事業者が同項第一号イに掲げる行為により報告し、又は提出することができる事実又は資料の概要について説明を求めることができる。

公正取引委員会は、第一項の合意が成立しなかつた場合（報告等事業者が第二項の求めに応じず、第一項各号に掲げる行為をすることのみを内容とする合意が成立したときを除く。）には、公正取引委員会が同項の協議における報告等事業者の説明の内容を記録した、文書その他の物件を証拠とすることができない。

協議の申出の期限その他の第一項の協議に関し必要な手続は、公正取引委員会規則で定める。報告等事業者は、第一項の協議を行うに当たり、代理人（弁護士又は弁護士法人に限る。次項及び第十一項において「特定代理人」という。）を選任することができる。

公正取引委員会は、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対し、特定代理人を選任することができる旨を書面により教示するものとする。

報告等事業者が第九項の規定により特定代理人を選任した場合における第一項及び第四項の規定の適用については、第一項中「との間で協議」とあるのは「又は特定代理人（第九項に規定する特定代理人をいう。第四項において同じ。）との間で協議」と、第四項中「及び報告等事業者」とあるのは「並びに報告等事業者及び特定代理人」とする。

第七条の六 公正取引委員会が、第七条の四第一項第一号、第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に対し第七条の二第一項の規定による命令又は第七条の四第七項の規定による通知をするまでの間に、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、同条第一項から第三項まで及び前条第三項の規定にかかるわらず、これらの規定は、適用しない。

- 一 当該事業者（当該事業者が第七条の四第四項に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうち、いずれか一以上の事業者。以下この号から第三号までにおいて同じ。）が報告した事実若しくは提出した資料又は当該事業者がした前条第一項第一号若しくは第二項第一号に掲げる行為により得られた事実若しくは資料に虚偽の内容が含まれていたこと。
- 二 当該事業者（第七条の四第一項第一号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に限る。）が、同条第六項の規定による求めに対し、事実の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の事実の報告若しくは資料の提出をしたこと。
- 三 当該事業者（第七条の四第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に限る。）が、同条第六項の規定による求めに対し、虚偽の事実の報告又は資料の提出をしたこと。
- 四 当該事業者がした当該違反行為に係る事件において、当該事業者が、他の事業者に対し（当該事業者が第七条の四第四項に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうち、いずれか一以上の事業者が、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者以外の事業者に対し）第七条の二第一項に規定する違反行為をすることを強要し、又は当該違反行為をやめることを妨害していたこと。
- 五 当該事業者が、他の事業者に対し（当該事業者が第七条の四第四項に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうち、いずれか一以上の事業者が、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者以外の事業者に対し）同条第一項第一号、第二項第一号から第四号まで若しくは第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた旨又は前条第一項の合意若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた旨又は前条第一項の合意若しくは協議を行つた旨を第三者に對し（当該事業者が第七条の四第四項に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうち、いずれか一以上の事業者が、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者以外の者に対し）明らかにしたこと。
- 六 当該事業者が、正当な理由なく、第七条の四第一項第一号、第二項第一号から第四号まで若しくは第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた旨又は前条第一項の合意若しくは協議を行つた旨を第三者に對し（当該事業者が第七条の四第四項に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうち、いずれか一以上の事業者が、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者以外の者に対し）明らかにしたこと。
- 七 当該事業者が、前条第一項の合意に違反して当該合意に係る行為を行わなかつたこと。

当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、又は当該控除後の額が百万円未満であるときは、この限りでない。

- 第七条の八 第七条の二第一項の規定による命令を受けた者は、同条、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項、第七条の五第三項又は前条第一項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。
- 第七条の二、第七条の三、第七条の四第一項若しくは第三項、第七条の五第三項又は前条第一項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てることとする。
- 第七条の二第一項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、当該法人がした違反行為並びに当該法人が受けた同項の規定による命令、第七条の四第七項及び前条第三項の規定による通知並びに第六十三条第二項の規定による決定（以下この項及び次項において「命令等」という。）は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした違反行為及び当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が受けた命令等とみなして、第七条の二からこの条までの規定を適用する。
- 第七条の二第一項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人がその一若しくは二以上の子会社等に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人（会社である場合に限る。）がその一若しくは二以上の子会社等に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該法人がした違反行為及び当該法人が受けた命令等は、当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した子会社等（以下「特定事業承継子会社等」という。）がした違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等とみなして、同条からこの条までの規定を適用する。この場合において、当該特定事業承継子会社等が二以上あるときは、第七条の二第一項中「当該事業者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等（第七条の八第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項及び同条第一項において同じ。）」に対し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帶して」と、第一項中「受けた者は」とあるのは「受けた特定事業承継子会社等は、同項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帶して」とする。
- 前二項の場合において、第七条の四及び第七条の五の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 実行期間の終了した日から七年を経過したときは、公正取引委員会は、当該違反行為に係る課徴金の納付を命ぜることができない。
- 第七条の九 事業者が、私的独占（他の事業者の事業活動を支配することによるものに限る。）であつて、当該他の事業者（以下この項において「被支配事業者」という。）が供給する商品若しくは役務の対価に係るもの又は被支配事業者が供給する商品若しくは役務の供給量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、第一号及び第二号に掲げる額の合計額に百分の十を乗じて得た額並びに第三号に掲げる額の合算額に相当する額の課徴金を国庫に納付することによりその対価に影響することとなるものをしたときは、その納付を命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命じることができない。
- 当該事業者及びその特定非違反供給子会社等が被支配事業者に供給した当該商品又は役務（当該被支配事業者が当該違反行為に係る一定の取引分野において当該商品又は役務を供給す

るためには必要な商品又は役務を含む。次号及び第三号において同じ)。並びに当該一定の取引

前項		第三項	
前条 第六項		第七条の二第一項	
前条 第五項		第七条の二第二項	
前条 第四項	第七条の二第一項	第七条の四第七項及び 通知並びに	同条第四項において読み替えて準用する 通知及び
前条 第三項	第七条の二第二項	第七条の二からこの条まで 同条からこの条まで	次条第二項並びに同条第四項において読み替えて準用する する第七条の二第三項、第七条の三第一項（ただし書を除く。）、前条並びに第一項から次項まで及び第六項 次条第二項
前条 第二項	第七条の二第一項	特定事業承継子会社等（第七条の八 第四項に規定する特定事業承継子会 社等をいう。以下この項及び同条第 一項において同じ。） 、第一項 受けた特定事業承継子会社等は、 同項	同項並びに同条第四項において読み替えて準用する第 七条の二第三項、第七条の三第一項（ただし書を除く。） 。前条並びに第一項からこの項まで及び第六項 特定事業承継子会社等
前条 第一項	第七条の二第一項	、同条第四項において読み替えて準用する第一項 受けた特定事業承継子会社等（同条第四項において読み替えて準用する第四項に規定する特定事業承継子会 社等をいう。以下この項において同じ。）は、同条第 二項	違反行為期間

(当該事業者 及び当該事業者 一以上の事業者 以外の事業者 をする をやめる	(当該特定事業者 及び当該特定事業者 一以上の特定事業者 以外の特定事業者 の実行としての事業活動を行う の実行としての事業活動をやめる
第七条の八第一項	第七条の八第一項
第七条の五第三項又は 、第七条の五第三項又は又は第七条の五第三項	第七条の二、第七条の三 、第七条の五第三項又は又は第七条の五第三項
前条第一項	前条第一項
第七条の五第三項又は又は第七条の五第三項	第七条の二、第七条の二 、第七条の五第三項又は又は第七条の五第三項
第七条の八第二項	第七条の二、第七条の二 、第七条の五第三項又は又は第七条の五第三項
第七章の二 独占的状態	第七章の二 独占的状態

第八条の四 独占的状態があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、事業の一部の譲渡その他当該商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該措置により、当該事業者につき、その供給する商品若しくは役務の供給に要する費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小し、経理が不健全になり、又は国際競争力の維持が困難になると認められる場合及び当該商品又は役務について競争を回復するに足りると認められる他の措置が講ぜられる場合は、この限りでない。

公正取引委員会は、前項の措置を命ずるに当たっては、次の各号に掲げる事項に基づき、当該事業者及び関連事業者の事業活動の円滑な遂行並びに当該事業者に雇用されている者の生活の安定について配慮しなければならない。

- 一 資産及び収支その他の経理の状況
- 二 役員及び従業員の状況
- 三 工場、事業場及び事務所の位置その他の立地条件
- 四 事業設備の状況
- 五 特許権、商標権その他の無体財産権の内容及び技術上の特質
- 六 生産、販売等の能力及び状況
- 七 資金、原材料等の取得の能力及び状況
- 八 商品又は役務の供給及び流通の状況

第四章 株式の保有、役員の兼任、合併、分割、株式移転及び事業の譲受け

第九条 他の国内の会社の株式（社員の持分を含む。以下同じ。）を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社は、これを設立してはならない。

会社（外国会社を含む。以下同じ。）は、他の国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより国内において事業支配力が過度に集中することとなる会社となつてはならない。

前二項において「事業支配力が過度に集中すること」とは、会社及び子会社その他当該会社が同一の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第一百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項の規定により発行者に対することができない株式に係る議決権を含むものとする。

前二項において「子会社」とは、会社がその総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条から第十一条まで、第二十二条第三号及び第七十条の四第一項において同じ。）の過半数を有する他の国内の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は、当該会社の子会社とみなす。

前項の場合において、会社が有する議決権並びに会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第一百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項の規定により発行者に対することができない株式に係る議決権を含むものとする。

新たに設立された会社は、当該会社がその設立時において第四項に規定する場合に該当するときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その設立の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

第十一条 会社は、他の会社の株式を取得し、又は所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不公正な取引方法により他の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

会社であつて、その国内売上高（国内において供給された商品及び役務の価額の最終事業年度における合計額として公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）と当該会社が属する企業結合集団（会社及び当該会社の子会社並びに当該会社の親会社であつて他の会社の子会社でないもの及び当該親会社の子会社（当該会社及び当該会社の子会社を除く。）から成る集団をいう。以下同じ。）に属する当該会社以外の会社等（会社、組合（外国における組合に相当するものを含む。以下この条において同じ。）その他これらに類似する事業体をいう。以下この条において同じ。）の国内売上高を公正取引委員会規則で定める方法により合計した額（以下「国内売上高合計額」という。）が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの（以下この条において「株式取得会社」という。）は、他の会社であつて、その国内売上高と当該他の会社の子会社の国内売上高を公正取引委員会規則で定める方法により合計した額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの（以下この条において「株式発行会社」という。）の株式の取得をしようとする場合（金銭又は有価証券の信託について、自己が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行ふことができる場合において、受託者に株式発行会社の株式の取得をさせようとする場合を含む。）において、当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる当該株式発行会社の株式に係る議決権の数と、当該株式取得会社の属する企業結合集団に属する当該株式取得会社以外の会社等（第四項において「当該株式取得会社以外の会社等」という。）が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権の数とを合計した議決権の数の当該株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合が、百分の二十を下回らない範囲内において政令で定める数値（複数の数値を定めた場合にあつては、政令で定めるところにより、それぞれの委員会規則で定めるところにより、当該会社及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引引

員会に提出しなければならない。ただし、当該会社が他の会社の子会社である場合は、この限りでない。

一 子会社の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超える会社（次号において「持株会社」という。）六千億円

二 銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十九条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）を営む会社（持株会社を除く。）八兆円

三 前二号に掲げる会社以外の会社 二兆円

前二項において「子会社」とは、会社がその総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条から第十一条まで、第二十二条第三号及び第七十条の四第一項において同じ。）の過半数を有する他の国内の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は、当該会社の子会社とみなす。

前項の場合において、会社が有する議決権並びに会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第一百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項の規定により発行者に対することができない株式に係る議決権を含むものとする。

新たに設立された会社は、当該会社がその設立時において第四項に規定する場合に該当するときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その設立の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

会社は、他の会社の株式を取得し、又は所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不公正な取引方法により他の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

会社であつて、その国内売上高（国内において供給された商品及び役務の価額の最終事業年度における合計額として公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）と当該会社が属する企業結合集団（会社及び当該会社の子会社並びに当該会社の親会社であつて他の会社の子会社でないもの及び当該親会社の子会社（当該会社及び当該会社の子会社を除く。）から成る集団をいう。以下同じ。）に属する当該会社以外の会社等（会社、組合（外国における組合に相当するものを含む。以下この条において同じ。）その他これらに類似する事業体をいう。以下この条において同じ。）の国内売上高を公正取引委員会規則で定める方法により合計した額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの（以下この条において「株式発行会社」という。）の株式の取得をしようとする場合（金銭又は有価証券の信託について、自己が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行ふことができる場合において、受託者に株式発行会社の株式の取得をさせようとする場合を含む。）において、当該株式取得会社が当該取得の後において所有する

こととなる当該株式発行会社の株式に係る議決権の数と、当該株式取得会社の属する企業結合集団に属する当該株式取得会社以外の会社等（第四項において「当該株式取得会社以外の会社等」という。）が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権の数とを合計した議決権の数の当該株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合が、百分の二十を下回らない範囲内において政令で定める数値（複数の数値を定めた場合にあつては、政令で定めるところにより、それぞれの委員会規則で定めるところにより、当該会社及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引引

株式の取得に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、あらかじめ届出を行うことが困難である場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りではない。

前項の場合において、当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる当該株式取得会社が銀行業又は保険業を営む会社（保険業を営む会社にあっては、公正取引委員会規則で定める会社を除く。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）であり、かつ、他の国内の会社（銀行業又は保険業を営む会社その他の公正取引委員会規則で定める会社を除く。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）の株式の取得をしようとする場合における当該株式取得会社が当該取得の後において所有することができるものに限る。）、当該株式取得会社が銀行業又は保険業を営む会社（保険業を営む会社にあっては、公正取引委員会規則で定める会社を除く。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）であり、かつ、他の国内の会社（銀行業又は保険業を営む会社その他の公正取引委員会規則で定める会社を除く。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）の株式の取得をしようとする場合における当該株式取得会社が当該取得の後において所有することができるものに限る。）、当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる株式に係る議決権（委託者又が第一種金融商品取引業を営む会社であり、かつ、業務として株式の取得をしようとする場合における当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる株式に係る議決権を含まないものとし、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権で、自己が、委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（公正取引委員会規則で定める議決権を除く。次項において同じ。）及び社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。）の株式に係る議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について受託者に指図を行なうことができるものに限る。）、当該株式取得会社以外の会社等が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権及び当該株式取得会社以外の会社等が第一種金融商品取引業を営む会社である場合における当該株式取得会社以外の会社等が業務として所有する株式に係る議決権を含まないものとし、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権で、自己が、委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの及び社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

会社の子会社である組合（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、投資事業有限責任組合契約による組合契約によつて成立する組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（次条第一項第四号において単に「投資事業有限責任組合」という。）及び有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合並びに外國の法令に基づいて設立された団体であつてこれらとの組合に類似するもの（以下この項において「特定組合類似団体」という。）に限る。（以下この項において同じ。）の組合員（特定組合類似団体の構成員を含む。以下この項において同じ。）として株式発行会社の株式の取得をしようとする場合（金銭又は有価証券の信託に係る株式について、会社の子会社である組合の組合員の全員が、委託者若しくは受益者となり議決権を使用することができる場合において、公正取引委員会は、そのすべての株式を所有するものとみなして、第二項の規定を適用する。）には、当該組合の親会社（当該組合に二以上ある組合の組合財産に属する金銭又は有価証券の信託に係る株式について、当該組合の組合員の全員が、委託者若しくは受益者となり議決権を使用することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合を含む。）には、当該組合の親会社が、そのすべての株式を所有するものとみなして、第二項の規定を適用する。他当該会社がその経営を支配している会社等として公正取引委員会規則で定めるものをいう。）を超えて有することとなる株式を命じようとするときは、第四十八条の五第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に關し必要な措置を命じようとするときは、通知期間に九十日を加算した期間内に、第九項本文の通知をしなければならない。

第九項第六号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に關し必要な措置を命じようとするときは、通知期間に第四十八条の二の規定による通知の日から同号の取下げがあつた日までの期間に相当する期間を加算した期間内に、第九項本文の通知をしなければならない。

第九項第五号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に關し必要な措置を命じようとするときは、通知期間に九十日を加算した期間内に、第九項本文の通知をしなければならない。

第九項第六号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に關し必要な措置を命じようとするときは、通知期間に九十日を加算した期間内に、第九項本文の通知をしなければならない。

第五条及び第五項の「親会社」とは、会社等の經營を支配している会社として公正取引委員会規則で定めるものをいう。

第二項及び第五項の「親会社」とは、会社等の經營を支配している会社として公正取引委員会規則で定めるものをいう。

第二項の規定による届出行つた会社は、届出受理の日から三十日を経過するまでは、当該届出に係る株式の取得をしてはならない。ただし、公正取引委員会は、その必要があると認める場合には、当該期間を短縮することができる。

公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に關し必要な措置を命じようとする場合には、前項本文に規定する三十日の期間又は同項ただし書の規定により短縮された期間（公正取引委員会が株式取得会社に対してもそれぞれの期間内に公正取引委員会規則で定めるところにより必要な報告、情報又は資料の提出（以下この項において「報告等」という。）を求めた場合においては、前項の届出受理の日から百二十日を経過した日と全ての報告等を受理した日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間）（以下この条において「通知期間」という。）内に、株式取得会社に対し、第五十条第一項の規定による通知をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該届出に係る株式の取得に關する計画のうち、第一項の規定に照らして重要な事項が当該計画において行われることとされている期限までに行われなかつた場合

二 当該届出に係る株式の取得に關する計画のうち、重要な事項につき虚偽の記載があつた場合

三 当該届出に係る株式の取得に關し、第四十八条の二の規定による通知をした場合において、第四十八条の三第一項に規定する期間内に、同項の規定による認定の申請がなかつたとき。

四 当該届出に係る株式の取得に關し、第四十八条の二の規定による通知をした場合において、第四十八条の三第一項の規定による認定の申請に係る取下げがあつたとき。

五 当該届出に係る株式の取得に關し、第四十八条の二の規定による通知をした場合において、第四十八条の三第一項の規定による認定の申請について同条第六項の規定により決定があつたとき。

六 当該届出に係る株式の取得に關し、第四十八条の五第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による第四十八条の三第三項の認定（同条第八項の規定による変更の認定を含む。）の取消しがあつた場合

七 当該届出に係る株式の取得に關し、第四十八条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による第四十八条の三第三項の認定（同条第八項の規定による変更の認定を含む。）の取消しがあつた場合

前項第一号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に關し必要な措置を命じようとするときは、同号の期限から起算して一年以内に前項本文の通知をしなければならない。

第九項第三号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に關し必要な措置を命じようとするときは、通知期間に六十日を加算した期間内に、第九項本文の通知をしなければならない。

第九項第四号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に關し必要な措置を命じようとするときは、通知期間に第四十八条の二の規定による通知の日から同号の取下げがあつた日までの期間に相当する期間を加算した期間内に、第九項本文の通知をしなければならない。

第九項第五号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に關し必要な措置を命じようとするときは、通知期間に九十日を加算した期間内に、第九項本文の通知をしなければならない。

第九項第六号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に關し必要な措置を命じようとするときは、通知期間に九十日を加算した期間内に、第九項本文の通知をしなければならない。

第五条の規定による決定の日から起算して一年以内に第九項本文の通知をしなければならない。

第十一條 銀行業又は保険業を営む会社は、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五（保険業を営む会社にあっては、百分の十。次項において同じ。）を超えて有することとな

前項の内閣総理大臣の権限は、金融庁長官に委任する。

第十二条 削除

公正取引委員会は、前二項の認可をしようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣に協議しなければならない。

り、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。この場合における公正取引委員会の認可は、同項第三号の場合を除き、銀行業又は保険業を営む会社が当該議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

前項第一号から第三号まで及び第六号の場合（同項第三号の場合にあつては、当該議決権を取得し、又は保有する者以外の委託者又は受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について当該委託者又は受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く。）において、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五を超えて有することとなつた日から一年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところによ

六 有する場合を除く。
前各号に掲げる場合のほか、他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合として
公正取引委員会規則で定める場合

五 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合。ただし、非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合及び当該議決権を有することとなつた日から前号の政令で定める期間を超えて当該議決権を保

四 投資事業有限責任組合の有限責任組合員（以下この号において「有限責任組合員」という。）となり、組合財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合。ただし、有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該議決権を有することとなつた日から政令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。

る場合には、その議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、公正取引委員会規則で定めるところによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 担保権の行使又は代物弁済の受領により株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合
- 二 他の国内の会社が自己的の株式の取得を行つたことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合
- 三 金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合

第十五条の二

第十一条第八項から第十四項までの規定は、前項の規定による届出に係る合併の制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命令について準用する。この場合において、第十条第八項及び第十項から第十四項までの規定中「株式の取得」とあるのは「合併」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「合併」と、「が株式取得会社」とあるのは「が合併会社」のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「、合併会社」と読み替えるものとする。

二 当該合併によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合
当該合併が不公正な取引方法によるものである場合
会社は、合併をしようとする場合において、当該合併をしようとする会社（以下この条において「合併会社」という。）のうち、いずれか一の会社に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該合併に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、すべての合併会社が同一の企業結合集団に属する場合は、この限りでない。

1

三　当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか一の会社（全部承継会社に限る。）の対象部分に係る国内売上高が三十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

に係る国内売上高合計額が一百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるか、他のいずれか一の会社（当該共同新設分割で設立する会社にその事業の重要な部分を承継させようとするもの（以下この項において「重要部分承継会社」という。）に限る。）の当該承継

する会社にその事業の全部を承継せよとするもの（以下この項において「全部承継会社」という。）に限る。）に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える、かつ、他のいずれか一の会社（全部承継会社に限る。）に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

引委員会に届け出なければならない。ただし、すべての共同新設分割をしようとする会社が同一の企業結合集團に属する場合は、この限りでない。

第十五条の二 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共同新設分割（会社が他の会社と共同してする新設分割をいう。以下同じ。）をし、又は吸收分割をしてはならない。

一 当該共同新設分割又は当該吸收分割によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合

二 当該共同新設分割又は当該吸收分割が不公正な取引方法によるものである場合

会社は、共同新設分割をしようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該共同新設分割に関する計画を公正取引委員会に提出する。

第十一条第八項から第十四項までの規定は、前項の規定による届出に係る合併の制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命令について準用する。この場合において、第十条第八項及び第十項から第十四項までの規定中「株式の取得」とあるのは「合併」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「合併」と、「が株式取得会社」とあるのは「が合併会社」のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「、合併会社」と読み替えるものとする。

二 当該合併によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合
当該合併が不公正な取引方法によるものである場合
会社は、合併をしようとする場合において、当該合併をしようとする会社（以下この条において「合併会社」という。）のうち、いずれか一の会社に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該合併に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、すべての合併会社が同一の企業結合集団に属する場合は、この限りでない。

における政令で定める方法により算定した売上額又は購入額の合計額とする。(に百分の一を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

第二十条の七 第七条の二第三項並びに第七条の八第一項から第四項まで及び第六項の規定は、第二十条の二から前条までに規定する違反行為が行われた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

六項 第八条 第七 第の七	違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等	同条からこの条まで
実行期間	特定事業承継子会社等（第七条の八第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項及び同条第一項において同じ。）に対し、この項	第七条の二第一項中「当該」
	受けた特定事業承継子会社等は、同項 、第一項	第二十条の二から第二十条の六までの規定中「当該」
第十八条の二第一項に規定する違反行為期間	受けた特定事業承継子会社等（第二十条の七において読み替えて準用する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。）は、これら	第二十条の七において読み替えて準用する第一項

著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が、その物の販売の相手方たる事業者とその物の再販売価格を決定し、これを維持するためにする正当な行為についても、第一項と同様とする。

第一項又は前項に規定する販売の相手方たる事業者には、次に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体を含まないものとする。ただし、第七号及び第十号に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体にあつては、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会が当該事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会を直接又は間接に構成する者の消費の用に供する第二項に規定する商品又は前項に規定する物を買い受ける場合に限る。

- 一 國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）
- 二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）
- 三 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）
- 四 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）
- 五 行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）
- 六 労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）
- 七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）
- 八 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）
- 九 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）
- 十 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第二百五十七号）
- 十一 國家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
- 十二 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）
- 十三 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）

第一項に規定する事業者は、同項に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約をしたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その契約の成立の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、公正取引委員会規則の定める場合は、この限りでない。

第七章 差止請求及び損害賠償

第二十四条 第八条第五号又は第十九条の規定に違反する行為によつてその利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、これにより著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その利益を侵害する事業者若しくは事業者団体又は侵害するおそれがある事業者若しくは事業者団体に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

第二十五条 第三条、第六条又は第十九条の規定に違反する行為をした事業者（第六条の規定に違反する行為をした事業者にあつては、当該国際的協定又は国際的契約において、不当な取引制限をし、又は不公正な取引方法を自ら用いた事業者に限る。）及び第八条の規定に違反する行為をした事業者団体は、被害者に対し、損害賠償の責めに任ずる。

事業者及び事業者団体は、故意又は過失がなかつたことを証明して、前項に規定する責任を免れることができない。

第二十六条 前条の規定による損害賠償の請求権は、第四十九条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかつた場合には、第六十二条第一項に規定する納付命令（第八条第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対するものを除く。）が確定した後でなければ、裁判上主張することができない。前項の請求権は、同項の排除措置命令又は納付命令が確定した日から三年を経過したときは、時効によつて消滅する。

第八章 公正取引委員会

第一節 設置・任務及び所掌事務並びに組織等

第二十七条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第三項の規定に基づいて、第一条の目的を達成することを任務とする公正取引委員会を置く。

公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

第二十七条の二 公正取引委員会は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 私的独占の規制に関すること。
- 二 不当な取引制限の規制に関すること。
- 三 不公正な取引方法の規制に関すること。
- 四 独占状態に係る規制に関すること。
- 五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき、公正取引委員会に属させられた事務

第二十八条 公正取引委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

第二十九条 公正取引委員会は、委員長及び委員四人を以て、これを組織する。委員長及び委員は、年齢が三十五年以上で、法律又は經濟に関する学識経験のある者の中から、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て、これを任命する。

委員長の任命は、天皇が、これを認証する。

委員長及び委員は、これを官吏とする。

第三十条 委員長及び委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員長及び委員は、再任されることができる。

委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第二項に規定する資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。

第三十一条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。
一 破産手続開始の決定を受けた場合
二 懲戒免官の処分を受けた場合
三 この法律の規定に違反して刑に処せられた場合
四 拘禁刑以上の刑に処せられた場合

五 公正取引委員会により、心身の故障のため職務を執ることができないと決定された場合

六 前条第四項の場合において、両議院の事後の承認を得られなかつたとき。

第三十二条 前条第一号又は第三号から第六号までの場合においては、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第三十三条 委員長は、公正取引委員会の会務を総理し、公正取引委員会を代表する。

公正取引委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。

第三十四条 公正取引委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

公正取引委員会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

公正取引委員会が第三十一条第五号の規定による決定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一一致がなければならない。

委員長が故障のある場合の第一項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

第三十五条 公正取引委員会の事務を処理させるため、公正取引委員会に事務総局を置く。

事務総長は、事務総局の局務を統理する。

事務総局に官房及び局を置く。

内閣府設置法第十七条第二項から第八項までの規定は、前項の官房及び局の設置、所掌事務の範囲及び内部組織について準用する。

第四項の規定に基づき置かれる官房及び局の数は、三以内とする。

事務総局の職員中には、検察官、任命の際現に弁護士たる者又は弁護士の資格を有する者を加えなければならない。

前項の検察官たる職員の掌る職務は、この法律の規定に違反する事件に關するものに限る。

第三十五条の二 公正取引委員会の事務総局の地方機関として、所要の地に地方事務所を置く。

前項の地方事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

第一項の地方事務所には、所要の地にその支所を置き、地方事務所の事務を分掌させることができること。

前項の支所の名称、位置及び管轄区域は、内閣府令で定める。

第三十六条 委員長及び委員の報酬は、別に定める。

委員長及び委員の報酬は、在任中、その意に反してこれを減額することができない。

第三十七条 委員長、委員及び政令で定める公正取引委員会の職員は、在任中、次の各号のいずれかに該当する行為をすることができない。

一 国会若しくは地方公共団体の議員となり、又は積極的に政治運動をすること。

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬のある他の職務に従事すること。

三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

第三十八条 委員長、委員及び公正取引委員会の職員は、事件に関する事実の有無又は法令の適用について、意見を外部に発表してはならない。但し、この法律に規定する場合又はこの法律に関する研究の結果を発表する場合は、この限りでない。

第三十九条 委員長、委員及び公正取引委員会の職員並びに委員長、委員又は公正取引委員会の職員であつた者は、その職務に関して知得した事業者の秘密を他に漏し、又は窃用してはならない。

第四十条 公正取引委員会は、その職務を行うため必要があるときは、公務所、特別の法令により設立された法人、事業者若しくは事業者の団体又はこれらの職員に対し、出頭を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができる。

第四十一条 公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公務所、特別の法令により設立された法人、学校、事業者、事業者の団体、学識経験ある者その他の者に対し、必要な調査を嘱託することができる。

第四十二条 公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公聴会を開いて一般の意見を求めることができる。

第四十三条 公正取引委員会は、この法律の適正な運用を図るために、事業者の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。

第四十三条の二 公正取引委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する当局（以下この条において「外国競争当局」という。）に対し、その職務（この法律に規定する公正取引委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

ただし、当該情報の提供を行うことが、この法律の適正な執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を侵害するおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

公正取引委員会は、外国競争当局に対し前項に規定する情報の提供を行うに際し、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 当該外国競争当局が、公正取引委員会に対し、前項に規定する情報の提供に相当する情報の提供を行うことができるること。

二 当該外国において、前項の規定により提供する情報のうち秘密として提供するものについて、当該外国の法令により、我が国と同じ程度の秘密の保持が担保されていること。

三 当該外国競争当局において、前項の規定により提供する情報が、その職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されないこと。

第一項の規定により提供される情報については、外国における裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

第四十四条 公正取引委員会は、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、毎年この法律の施行の状況を報告しなければならない。

公正取引委員会は、内閣総理大臣を経由して国会に対し、この法律の目的を達成するために必要な事項に關し、意見を提出することができる。

第二節 手続

第四十五条 何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に對し、その事實を報告し、適當な措置をとるべきことを求めることができる。

前項に規定する報告があつたときは、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならない。

第四十六条 公正取引委員会は、この法律の規定に違反する事実又は独占的状態に該当する事実があると思料するときは、職權をもつて適當な措置をとることができる。

第四十七条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができる。

一 事件關係人又は参考人に出頭を命じて審尋し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徵すこと。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

四 事件關係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。

第五十条の規定により職員に立入検査をさせる場合においては、これに身分を示す証明書を携帯させ、関係者に提示させなければならない。

第一項の規定による処分の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十八条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をしたときは、その要旨を調書に記載し、かつ、特に前項第一項に規定する処分があつたときは、処分をした年月日及びその結果を明らかにしておかなければならぬ。

第四十八条の二 公正取引委員会は、第三条、第六条、第八条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項、第十一条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十五条规定により提供する情報のうち秘密として提供するものについて、当該外国において、その疑いの理由となつた行為について、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるときは、当該行為をしている者に対し、次に掲げる事項を書面により通知

することができる。ただし、第五十条第一項（第六十二条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知をした後は、この限りでない。

- 一 当該行為の概要
- 二 違反する疑いのある法令の条項

三次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

- 第四十八条の三** 前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた行為を排除するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その実施しようとする措置（以下この条から第四十八条の五までにおいて「排除措置」という。）に関する計画（以下この条及び第四十八条の五において「排除措置計画」という。）を作成し、これを当該通知の日から六十日以内に公正取引委員会に提出して、その認定を申請することができる。

排除措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 排除措置の内容
- 二 排除措置の実施期限

三 その他公正取引委員会規則で定める事項

公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その排除措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 排除措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

前項の認定は、文書によつて行い、認定書には、委員長及び第六十五条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

第三項の認定は、その名宛人に認定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その排除措置計画が第三項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、決定でこれを却下しなければならない。

第四項及び第五項の規定は、前項の規定による決定について準用する。この場合において、第四項及び第五項中「認定書」とあるのは、「決定書」と読み替えるものとする。

第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る排除措置計画を変更しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、公正取引委員会の認定を受けなければならない。

第三項から第七項までの規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

第四十八条の四 第七条第一項及び第二項（第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第七条の二第一項（第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）、第七条の九第一項及び第二項、第八条の二第二項及び第三項、第十七条の二、第二十条第一項並びに第二十条の二から第二十条の六までの規定は、公正取引委員会が前条第三項の認定（同条第八項の規定による変更の認定を含む。次条第六十五条、第六十八条第一項及び第七十六条第二項において同じ。）をした場合において、当該認定に係る疑いの理由となつた行為及び排除措置に係る行為については、適用しない。ただし、次条第一項の規定による決定があつた場合は、この限りでない。

第四十八条の五 公正取引委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、決定で、第四十八条

の三第三項の認定を取り消さなければならない。

一 第四十八条の三第三項の認定を受けた排除措置計画に従つて排除措置が実施されていないと認めるとき。

二 第四十八条の三第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。

第一項の規定による第四十八条の三第三項の認定の取消しがあつた場合において、当該取消しが第七条第二項ただし書（第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）において、同条第四項及び第五項中「認定書」とあるのは、「決定書」と読み替えるものとす

以下この項において同じ。）に規定する期間の満了する日の二年前の日以後にあつたときは、当該認定に係る疑いの理由となつた行為に対する第七条第二項（第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）又は第八条の二第三項の規定による命令は、第七条第二項ただし書の規定にかかわらず、当該取消しの決定の日から二年間においても、することができる。

- 第四十八条の六** 公正取引委員会は、第三条、第六条、第八条又は第十九条の規定に違反する疑いの理由となつた行為が既になくなつてゐる場合においても、公正かつ自由な競争の促進を図る上で特に必要があると認めるときは、第一号に掲げる者に対し、第二号に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、第五十条第一項（第六十二条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知をした後は、この限りでない。

第一次に掲げる者

- イ 疑いの理由となつた行為をした者
- ロ 疑いの理由となつた行為をした者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

ハ 疑いの理由となつた行為をした者が法人である場合において、当該法人から分割により当該行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

- 二 疑いの理由となつた行為をした者から当該行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた者

イ 疑いの理由となつた行為の概要

- ロ 違反する疑いのあった法令の条項

第四十八条の七 前条の規定による認定の申請をすることはできる旨

ハ 次条第一項の規定による認定の申請をすることはできる旨

一 第四十八条の七 前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた行為が排除されたことを確保するため必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その実施しようとする措置（以下この条から第四十八条の九までにおいて「排除確保措置」という。）に関する計画（以下この条及び第四十八条の九において「排除確保措置計画」という。）を作成し、これを当該通知の日から六十日以内に公正取引委員会に提出して、その認定を申請することができる。

排除確保措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 排除確保措置の内容
- 二 排除確保措置の実施期限

三 その他公正取引委員会規則で定める事項

公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その排除確保措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 排除確保措置が疑いの理由となつた行為が排除されたことを確保するために十分なものであること。

二 第四十八条の三第四項及び第五項の規定は、前項の規定による認定について準用する。公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その排除確保措置計画が第三項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、決定でこれを却下しなければならぬこと。

の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

前項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

公正取引委員会は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、その督促に係る課徴金及び第二項に規定する延滞金を徴収することができる。

前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

第七十条 公正取引委員会は、第七条の八第四項（第七条の九第三項若しくは第四項又は第二十条の七において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により第七条の二第一項、第七条の九第一項若しくは第二十二条の二から第二十条の六までの規定による課徴金の納付を命じた場合において、これらの規定による納付命令に基づき既に納付された金額で、還付すべきものがあるとき（第六十三条第五項に規定する場合を除く。）は、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

公正取引委員会は、前項の金額を還付する場合には、当該金額の納付があつた日の翌日から起算して一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をした日までの期間の日数に応じ、その金額に年七・二五パーセントを超えない範囲内において政令で定める割合を乗じて計算した金額をその還付すべき金額に加算しなければならない。

前条第二項ただし書及び第三項の規定は、前項の規定により加算する金額について準用する。
第七十条の二 公正取引委員会は、第十一条第一項又は第二項の認可の申請があつた場合において、当該申請を理由がないと認めるときは、決定でこれを却下しなければならない。

第四十五条第二項の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

第六十三条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による決定について準用する。

第七十条の三 公正取引委員会は、第十一条第一項又は第二項の認可をした場合において、その認可の要件である事実が消滅し、又は変更したと認めるときは、決定でこれを取り消し、又は変更することができる。

第四十九条から第六十条まで並びに第六十三条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

公正取引委員会は、経済事情の変化その他の事由により、排除措置命令又は競争回復措置命令を維持することが不適当であると認めるときは、決定でこれを取り消し、又は変更することとなる場合は、この限りでない。

第六十三条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

第七十条の四 裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立てにより、第十三条、第六条、第八条、第九条第一項若しくは第二項、第十一条第一項、第十三条第一項、第十四条、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十五条の三第一項、第十六条第一項、第十七条又は第十九条の規定に違反する疑いのある行為をしている者に対し、当該行為、議決権の行使若しくは会社の役員の業務の執行を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができる。

前項の規定による裁判は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により行う。
第七十条の五 前条第一項の規定による裁判については、裁判所の定める保証金又は有価証券（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。次項において同じ。）を供託して、その執行を免れることができる。

前項の規定により供託をした場合において、前条第一項の規定による裁判が確定したときは、裁判所は、公正取引委員会の申立てにより、供託に係る保証金又は有価証券の全部又は一部を没収することができる。

前条第一項の規定は、前二項の規定による裁判について準用する。

第七十条の六 送達すべき書類は、この法律に規定するもののほか、公正取引委員会規則で定める。

第七十条の七 書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十九条、第一百一条、第一百三条、第一百五条、第一百六条、第一百八条及び第一百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「公正取引委員会の職員」と、同法第一百八条中「裁判長」とあり、及び同法第一百九条中「裁判所」とあるのは「公正取引委員会」と読み替えるものとする。

第七十条の八 公正取引委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 外国においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を公正取引委員会の掲示場に掲示することにより行う。

公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

第七十条の九 公正取引委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつてこの法律又は公正取引委員会規則の規定により書類の送達により行うこととしているものに関する事務を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第七十条の七において読み替えて準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して公正取引委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

第七十条の十 この法律に定めるものを除くほか、公正取引委員会の調査に関する手続その他の事件の處理及第七十条の五第一項の供託に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の十一 公正取引委員会がする排除措置命令、納付命令、競争回復措置命令及び第七十条の二第一項に規定する認可の申請に係る处分並びにこの節の規定による認定、決定その他の処分（第四十七条第二項の規定によつて審査官がする処分及びこの節の規定によつて指定職員がする処分を含む。）については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第七十条の十二 公正取引委員会の排除措置命令、納付命令及び競争回復措置命令並びにこの節の規定による認定、決定その他の処分（第四十七条第二項の規定による審査官の処分及びこの節の規定による指定職員の処分を含む。）又はその不作為については、審査請求をすることができるなで、これをしなければならない。

第三節 雜則

第七十一条 公正取引委員会は、特定の事業分野における特定の取引方法を第二条第九項第六号の規定により指定しようとするときは、当該特定の取引方法を用いる事業者と同種の事業を営む事

業者の意見を聴き、かつ、公聴会を開いて一般の意見を求め、これらの意見を十分に考慮した上で、これをしなければならない。

第七十二条 第二条第九項第六号の規定による指定は、告示によつてこれを行う。

第七十三条 削除

第七十四条 公正取引委員会は、第十二章に規定する手続による調査により犯則の心証を得たときは、検事総長に告発しなければならない。

公正取引委員会は、前項に定めるもののか、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、検事総長に告発しなければならない。

前二項の規定による告発に係る事件について公訴を提起しない処分をしたときは、検事総長は、遅滞なく、法務大臣を経由して、その旨及びその理由を、文書をもつて内閣総理大臣に報告しなければならない。

第七十五条 第四十七条第一項第一号若しくは第二号又は第二項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費及び手当を請求することができない。

第七十六条 公正取引委員会は、その内部規律、事件の処理手続及び届出、認可又は承認の申請その他の事項に関する必要な手続について規則を定めることができる。

前項の規定により事件の処理手続について規則を定めるに当たつては、排除措置命令、納付命令、競争回復措置命令、第四十八条の三第三項の認定及び第四十八条の七第三項の認定並びに前節の規定による決定（以下「排除措置命令等」という）の名宛人となるべき者が自己の主張を陳述し、及び立証するための機会が十分に確保されること等当該手続の適正の確保が図られるよう留意しなければならない。

第九章 訴訟

第七十七条 排除措置命令等に係る行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第二条第一項に規定する抗告訴訟については、公正取引委員会を被告とする。

第七十八条 第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えが提起されたときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、相当の担保を立てるべきことを原告に命ずることができない。

第七十九条 前項の申立てをするには、同項の訴えの提起が不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。）によるものであることを疎明しなければならない。

第八十条 裁判所は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えが提起されたときは、その旨を公正取引委員会に通知するものとする。

前項の申立てをするには、同項の訴えの提起が不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。）によるものであることを疎明しなければならない。

第八十一条 裁判所は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるとときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて、その意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合には、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用者その他の従業者をいう。次条第一項において同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に對し、当該書類を開示することができる。

前二項の規定は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に對し、当該書類を開示することができる。当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき陳述し、当該書類を開示することができる。当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に對し、当該書類を開示することができる。

し、当該営業秘密を当該訴訟の進行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

既に提出され、若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ、若しくは取り調べられるべき証拠（前条第三項の規定により開示された書類を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 前号の営業秘密が当該訴訟の進行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

前項の規定による命令（以下「秘密保持命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 密密保持命令を受けるべき者

秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実

三 前項各号に掲げる事由に該当する事実

秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。

秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

第八十二条 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所（訴訟記録の存する裁判所がない場合には、秘密保持命令を発した裁判所）に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。

秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けていた者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

第八十三条 秘密保持命令が発せられた訴訟（すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。）に係る訴訟記録につき、民事訴訟法第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手続を行つた者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていらない者は、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者（その請求をした者を除く。第三項において同じ。）に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過する日までの間（その請求の手続を行つた者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合においては、その申立てについての裁判が確定するまでの間）、その請求の手続を行つた者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。

第八十四条 第二十五条の規定による損害賠償に関する訴えが提起されたときは、裁判所は、公正取引委員会に対し、同条に規定する違反行為によって生じた損害の額について、意見を求めることができる。

前項の規定は、第二十五条の規定による損害賠償の請求が、相殺のために裁判上主張された場合に、これを準用する。

第八十四条の二 第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えについて、民事訴訟法第四条及び第五条の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、その訴えを提起することができる。

一 東京高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（東京地方裁判所を除く。）、大阪地方裁判所、名古屋地方裁判所、広島地方裁判所、福岡地方裁判所、仙台地方裁判所、札幌地方裁判所又は高松地方裁判所

二 大阪高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（大阪地方裁判所を除く。）東京地方裁判所又は大阪地方裁判所

三 名古屋地方裁判所を除く。）東京地方法院

四 広島高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（広島地方裁判所を除く。）東京地方裁判所又は広島地方裁判所

五 福岡高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（福岡地方裁判所を除く。）東京地方法院

六 仙台高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（仙台地方裁判所を除く。）東京地方法院

七 札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（札幌地方裁判所を除く。）東京地方法院

八 高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（高松地方裁判所を除く。）東京地方法院

九 判所又は仙台地方裁判所の管轄区域内に所在する民事訴訟法第七条の規定の適用については、同条中「第四条から前条まで（第六条第三項を除く。）」とあるのは、「第四条から前条まで（第六条第三項を除く。）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八十四条の二第一項」とする。

第八十四条の三 第八十九条から第九十一条までの罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所に属する。

第八十四条の四 前条に規定する罪に係る事件について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十号）第二条の規定により第八十四条の二第一項各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合に、それぞれ当該各号に定める裁判所も、その事件を管轄することができる。

第八十五条 次に掲げる訴訟及び事件は、東京地方裁判所の管轄に専属する。

- 一 排除措置命令等に係る行政事件訴訟法第三条第一項に規定する抗告訴訟
- 二 第七十一条の四第一項、第七十条の五第一項及び第二項、第九十七条並びに第九十八条に規定する事件

第八十五条の二 第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟の第一審の裁判権は、東京地方裁判所に属する。

第八十六条 東京地方裁判所は、第八十五条各号に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする。

前項の規定にかかわらず、東京地方裁判所は、同項の訴訟及び事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。

前項の場合には、判事補は、同時に三人以上合議体に加わり、又は裁判長となることができない。

第八十七条 東京地方裁判所がした第八十五条第一号に掲げる訴訟若しくは第八十五条の二に規定する訴訟についての終局判決に対する控訴又は第八十五条第二号に掲げる事件についての決定に

対する抗告が提起された東京高等裁判所においては、当該控訴又は抗告に係る事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。

第八十七条の二 裁判所は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えが提起された場合において、他の裁判所に同一又は同種の行為に係る同条の規定による訴訟が係属しているときは、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職權で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は当該訴えにつき第八十四条の二第一項の規定により管轄権を有する他の裁判所に移送することができる。

第八十八条 排除措置命令等に係る行政事件訴訟法第三条第一項に規定する抗告訴訟については、五国（利害関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）第六条の規定は、適用しない）

第十章 雜則

第八十八条の二 この法律に基づき、政令又は公正取引委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は公正取引委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第十一章 罰則

第八十九条 次の各号のいずれかに該当するものは、五年以下の拘禁刑又は五百円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者

二 第八条第一号の規定に違反して一定の取引分野における競争を実質的に制限したもの

三 第八条第三号又は第四号の規定に違反した者

四 第八条第一号の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者

五 第九十二条の規定に違反して株式を所有した者又はこれららの規定による禁止若しくは制限につき第十七条の規定に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は三百円以下の罰金に処する。

六 第九十三条の規定に違反して株式を取得し、若しくは所有し、若しくは同条第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は二百円以下の罰金に処する。

七 第九十四条の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

八 第九十五条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

九 第九十六条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

十 第九十七条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

十一 第九十八条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

十二 第九十九条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

十三 第一百条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

十四 第一百零一条の規定に違反して株式の取得をした者

十五 第一百零二条の規定に違反して株式の取得をした者

十六 第一百零三条の規定に違反して株式の取得をした者

十七 第一百零四条の規定に違反して株式の取得をした者

十八 第一百零五条の規定に違反して株式の取得をした者

十九 第一百零六条の規定に違反して株式の取得をした者

二十 第一百零七条の規定に違反して株式の取得をした者

十一 第十六条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

十二 第十六条第三項において読み替えて準用する第十条第八項の規定に違反して第十六条第一項第一号又は第二号に該当する行為をした者

十三 第二十三条第六項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

第九十二条 第八十九条から第九十一条までの罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金をする。

第九十三条 第三十九条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第四十七条第一項第一号又は第二項の規定による鑑定人に対する处分に違反して出頭せず、として出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

二 第四十七条第一項第二号又は第二項の規定による鑑定人に対する处分に違反して物件鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第四十七条第一項第三号又は第二項の規定による物件の所持者に対する处分に違反して物件を提出しない者

四 第四十七条第一項第四号又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第九十四条の二 第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第九十四条の三 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第九十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第八十九条 五億円以下の罰金刑

二 第九十条第三号（第七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定による命令（第八条第一号、第二号若しくは第三号（第七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定による命令（第八条第一号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合を除く。）三億円以下の罰金刑）

三 第九十四条 二億円以下の罰金刑

四 第九十条第一号、第二号若しくは第三号（第七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定による命令（第八条第一号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合を除く。）三億円以下の罰金刑

一 第八十九条 五億円以下の罰金刑

二 第九十条第三号（第七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定による命令（第八条第一号の規定による命令（第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合に限る。）に違反した場合に限る。）又は第九十四条の二 各本条の罰金刑

三 第九十四条 二億円以下の罰金刑

四 第九十条第一号、第二号若しくは第三号（第七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定による命令（第八条第一号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合に限る。）又は第九十四条の二 各本条の罰金刑

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して三億円以下の罰金刑を、その人に対して同項の罰金刑を科する。

第一項又は第二項の規定により第八十九条の違反行為につき法人若しくは人又は団体に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

第九十五条の二 第八十九条第一項第一号、第九十条第一号若しくは第九十一条の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人（第九十条第一号又は第三号の違反があつた場合における当該法人で事業者団体に該当するものを除く。）の代表者に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第九十五条の三 第八十九条第一項第二号又は第九十条の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者の利益のためにする行為を行つ役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合は、当該事業者を含む。）に対しても、それぞれ各本条の罰金刑を科する。

前項の規定は、同項に掲げる事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者が法人その他の団体である場合においては、当該団体の理事その他の役員又は管理人に、これを適用する。

第九十五条の四 裁判所は、十分な理由があると認めるときは、第八十九条第一項第二号又は第九十条に規定する刑の言渡しと同時に、事業者団体の解散を宣告することができる。

前項の規定により解散が宣告された場合には、他の法令の規定又は定款その他の定めにかかる、事業者団体は、その宣告により解散する。

第九十六条 第八十九条から第九十一条までの罪は、公正取引委員会の告発を待つて、これを論ずる。

前項の告発は、文書をもつてこれを行う。

公正取引委員会は、第一項の告発をするに当たり、その告発に係る犯罪について、前条第一項又は百条第一項第一号の宣告をすることを相当と認めるときは、その旨を前項の文書に記載することができる。

第一項の告発は、公訴の提起があつた後は、これを取り消すことができない。

第九十七条 排除措置命令に違反したものは、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為につき刑を科するべきときは、この限りでない。

第九十八条 第七十条の四第一項の規定による裁判に違反したものは、三十万円以下の過料に処する。

第一百条 第八十九条又は第九十条の場合において、裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、次に掲げる宣告をすることができる。ただし、第一号の宣告をするのは、その特許権又は特許発明の専用実施権若しくは通常実施権が、犯人に属している場合に限る。

一 違反行為に供せられた特許権の特許又は特許発明の専用実施権若しくは通常実施権は取り消されるべき旨

二 判決確定後六月以上三年以下の期間、政府との間に契約をすることのできない旨

前項第一号の宣告をした判決が確定したときは、裁判所は、判決の謄本を特許庁長官に送付しなければならない。

前項の規定による判決の副本の送付があつたときは、特許庁長官は、その特許権の特許又は特許発明の専用実施権を取り消さなければならない。

第十二章 犯則事件の調査等

第一百一一条 公正取引委員会の職員（公正取引委員会の指定を受けた者に限る。以下この章において「委員会職員」という。）は、犯則事件（第八十九条から第九十一条までの罪に係る事件をいう。以下この章において同じ。）を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者若しくは参考人（以下この章において「犯則嫌疑者等」という。）に対して出頭を求め、犯則嫌疑者等に対し質問し、犯則嫌疑者等が所持し若しくは置き去つた物件を検査し、又は犯則嫌疑者等が任意に提出し若しくは置き去つた物件を領置することができる。

委員会職員は、犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第一百二条 委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、公正取引委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、捜索、差押さえ又は記録命令付差押さえ（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式）その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。）をすることができる。

差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

前二項の場合において、急速を要するときは、委員会職員は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、これらの項の处分をることができる。

委員会職員は、第一項又は前項の許可状（第一百四条の三第四項及び第五項を除き、以下この章において「許可状」という。）を請求する場合においては、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならない。

前項の請求があつた場合には、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員に交付しなければならない。この場合において、犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）又は犯則の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならない。

第二項の場合は、許可状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

委員会職員は、許可状を他の委員会職員に交付して、臨検、捜索、差押さえ又は記録命令付差押さえをさせることができる。

第一百三条 委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、許可状の交付を受けて、犯則嫌疑者から差し、又は犯則嫌疑者に対して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

委員会職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、犯則事件に関係がある。

ると認めるに足りる状況があるものに限り、許可状の交付を受けて、これを差し押さえることができる。

委員会職員は、前二項の規定による処分をした場合においては、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。ただし、通知によつて犯則事件の調査が妨げられるおそれがある場合は、この限りでない。

第一百三条の二 委員会職員は、差押さえ又は記録命令付差押さえをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対して、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押さえ又は記録命令付差押さえをする必要がないと認めるに至つたときは、当該求めを取り消さなければならぬ。

前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、三十日を超えない範囲内で延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて六十日を超えることができない。

第一項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりに当該求めに關する事項を漏らさないよう求めることができる。

第一百三条の三 差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、委員会職員は、その差押さえに代えて次に掲げる処分をすることができる。

一 差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

二 差押さえを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

第一百四条 臨検、捜索、差押さえ又は記録命令付差押さえは、許可状に夜間でも執行することができる。

旨の記載がなければ、日没からの出までの間には、してはならない。

日没前に開始した臨検、捜索、差押さえ又は記録命令付差押さえは、必要があると認めるときは、日没まで継続することができる。

第一百五条 臨検、捜索、差押さえ又は記録命令付差押さえの許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

第一百六条 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索、差押さえ又は記録命令付差押さえをするとときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第一百七条 委員会職員は、臨検、捜索、差押さえ又は記録命令付差押さえをするため必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

前項の処分は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件についても、することができる。

第一百七条の二 臨検すべき物件又は差し押さえべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、委員会職員は、臨検又は捜索若しくは差押さえを受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる。

第一百八条 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索、差押さえ又は記録命令付差押さえをする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に出入りすることを禁止することができる。

第一百九条 委員会職員は、人の住居又は人の看守する邸宅若しくは建造物その他の場所で臨検、捜索、差押さえ又は記録命令付差押さえをするときは、その所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの人者に代わるべき者を含む。）又はこれらの者の使用者若しくは同居の親族で成年に達した者を立ち会わせなければならない。

前項の場合において同一項目に規定する者を立ち会わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

女子の身体について捜索するときは、成年の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

第一百十条 委員会職員は、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができる。

第一百十一条 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをしたときは、その処分を行つた年月日及びその結果を記載した調書を作成し、質問を受けた者又は立会人に示し、これらの者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者又は立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

第一百十二条 委員会職員は、領置、差押え又は記録命令付差押えをしたときは、その目録を作成し、領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件の所有者、所持者若しくは保管者（**第一百三十三条**の規定による処分を受けた者を含む。）又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。

第一百三十三条 運搬又は保管に不便な領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件は、その所有者又は所持者その他委員会職員が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。

第一百四十四条 公正取引委員会は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について留置の必要がなくなったときは、その返還を受けるべき者にこれを返ししなければならない。

第一百四十五条 公正取引委員会は、前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件の返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからぬいため、又はその他の事由によりこれを返付することができない場合においては、その旨を公告しなければならない。

第一百四十六条 前項の公告に係る領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について、公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。

第一百四十七条 公正取引委員会は、**第一百三条**の三の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押された記録媒体について留置の必要がなくなった場合において、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならぬ。

第一百四十八条 前条第二項の規定は、前項の規定による交付又は複写について準用する。

第一百四十九条 前項において準用する前条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても前項の交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。

第一百五十条 委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

第一百五十二条 前項の規定による鑑定の嘱託を受けた者（第四項及び第五項において「鑑定人」という。）は、公正取引委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができる。

第一百五十三条 前項の許可の請求は、委員会職員からこれをしなければならない。

第一百五十四条 前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、犯則嫌疑者の氏名（法人については名称）、罪名、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員に交付しなければならない。

第一百五十五条 委員会職員は、第二項の処分を受ける者に前項の許可状を示さなければならぬ。しなければならない。

第一百五十六条 公正取引委員会は、犯則事件の調査の結果、第七十四条第一項の規定により告発した場合において、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件があるときは、これを領置目録、差押目録又は記録命令付差押目録とともに引き継がなければならない。

前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件が**第一百十三条**の規定による保管に係るものである場合においては、同条の保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨を同条の保管者に通知しなければならない。

第一百五十七条 この章の規定に基づいて公正取引委員会又は委員会職員がする処分及び行政指導については、行政手続法第二章から第四章までの規定は、適用しない。

第一百五十八条 この章の規定による公正取引委員会又は委員会職員の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

附 則

この法律の施行の期日は、各規定について命令を以てこれを定める。

第一条 各規定施行の際現に存する契約で、当該規定に違反するものは、当該規定の施行の日からその効力を失う。

第二条 第二項の規定による整備計画に基いて行う事業者の行為には、これを適用しない。

第三条 この法律の規定は、企業再建整備法の規定による決定整備計画又は金融機関再建整備法の規定による整備計画に基いて行う事業者の行為には、これを適用しない。

第四条 第二項の規定は、金融業以外の事業を営む国内の他の会社の株式を取得し、又は所有する場合には、これを適用しない。

第五条 第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第六条 第二項の規定は、金融業以外の事業を営む会社が、第十条又は第十二条の規定施行の際現に当該規定に反して所有する他の会社の株式又は社債の处置については、命令を以てこれを定める。

第七条 金融業を営む会社が、第十二条の規定施行の際現に当該規定に反して所有する他の会社の株式又は社債の処置については、命令を以てこれを定める。

第八条 第二項の規定は、前項の規定に反して役員の地位を兼ねている者は、同条第一項の規定施行の日から九十日以内に、何れか一の地位を除いて他の地位を辞さなければならぬ。

第九条 第二項の規定は、前項の規定施行の際現に同条第一項の規定に反して役員の地位を兼ねている者は、同条の規定施行の日から九十日以内に、何れか三の地位を除いて他の地位を辞さなければならない。

第十条 第二項の規定は、前項の規定施行の際現に同条の規定に反して所有されている株式の処置については、命令を以てこれを定める。

第十一条 第二項の規定は、前項の規定施行の際現に同条の規定に反して所有されている株式の処置については、命令を以てこれを定める。

第十二条 第二項の規定は、前項の規定施行の際現に同条の規定に反して株式を所有した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第十三条 第二項の規定は、前項の規定施行の際現に同条の規定に反して所有されている株式の処置については、命令を以てこれを定める。

第十四条 第二項の規定は、前項の規定施行の際現に同条の規定に反して所有されている株式の処置については、命令を以てこれを定める。

第十五条 第二項の規定は、前項の規定施行の際現に同条の規定に反して株式を所有した者は、一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第十六条 第二項の規定は、前項の規定施行の際現に同条の規定に反して所有されている株式の処置については、命令を以てこれを定める。

第十七条 第二項の規定は、前項の規定施行の際現に同条の規定に反して株式を所有した者は、一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第十八条 第二項の規定は、前項の規定施行の際現に同条の規定に反して株式を所有した者は、一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第十七条 この法律は、公布の後六十日を経過した日から、これを施行する。

附 則 (昭和二三年八月一日法律第二〇七号)

この法律は、公布の日から、これを施行する。

第八条 附 則 (昭和二三年一月二三日法律第二六八号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十四年五月二四日法律第一〇三号)

この法律は、昭和二十四年五月二十五日から施行する。

附 則 (昭和二十四年六月一八日法律第二一四号)

この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 この法律施行の際、金融業以外の事業を営む会社（外国会社を含む。）が第十条第二項の改正規定に反して所有する国内の他の会社の株式又は社債の処置については、政令で定める。

2 金融業以外の事業を営む国内の会社であつてその総資産が五百万円をこえるもの又は金融業以外の事業を営む外国会社は、昭和二十四年四月一日現在において国内の他の会社の株式又は社債を所有している場合（株式又は社債の有価証券信託において、自己を受益者とする場合を含む。）には、第十条第四項の改正規定にかかわらず、同日現在においてその所有し、又は信託をしている株式又は社債に関する報告書を公正取引委員会規則で定める日まで、公正取引委員会に提出しなければならない。

第三条 この法律施行の際、第十四条の改正規定に反して所有されている株式の処置については、政令で定める。

第四条 附則第二条第一項又は前条の規定に基く政令には、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金の範囲内で罰則の規定を設けることができる。

第五条 附則第二条第二項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第六条 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第七条 この法律施行前に公訴の提起のあつた事件の管轄は、第八十五条第三号の改正規定施行後も、なお改正前の規定による。

第八条 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和二七年七月一〇日政令第二六一號) 抄

この法律は、昭和二十六年七月十一日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二五七号)

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

附 則 (昭和二八年九月一日法律第二五九号)

この法律は、昭和二八年九月一日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月一日法律第二五七号)

この法律は、昭和二七年七月一日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二六八号)

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

附 則 (昭和二八年九月一日法律第二五九号)

この法律は、昭和二八年九月一日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二六一號) 抄

この法律は、昭和二七年七月一日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二六八号)

この法律は、昭和二七年七月一日から施行する。

附 則 (昭和二八年九月一日法律第二五九号)

この法律は、昭和二八年九月一日から施行する。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一三四号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

第一条 附 則 (昭和三一年五月二八日法律第一四二号)

この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三一年五月二八日法律第一四二号)

この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三二年一月二五日法律第一八七号)

この法律は、昭和三十二年一月一日から施行する。

附 則 (昭和三四年四月一三日法律第一二九号)

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年五月一六日法律第一四〇号)

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 前項の場合において、基準額とみなされる額が同項第一号又は第二号に掲げる額であるときは、当該合併の日から起算して一年を経過するまでの間は、それぞれ同項第一号イ又は第二号イに掲げる額を基準額とみなして、新法第九条の二第一項の規定を適用する。

第八条 金融業を営む会社（新法第十一条第一項に規定する金融業を営む会社で保険業を営む会社以外のものをいい、以下「金融会社」という。）が施行日に国内の会社の株式（同項第三号に規定する場合における当該所有する株式を除く。以下この条において同じ。）をその発行済の株式の総数の五分の一（以下「基準株式数」という。）を超えて所有している場合（当該国内の会社の発行済の株式の総数の百分の十を超えて所有している場合には、旧法第十一条第一項たゞし書若しくは同条第二項の認可を受け、又は同条第一項第一号若しくは第二号の一に該当して所有している場合に限る。）におけるその金融会社による当該国内の会社の株式の取得又は所有については、施行日から十年間は、次に掲げる株式の数のいずれか少ない数（以下「特例基準株式数」という。）を基準株式数とみなして、新法第十一条の規定を適用する。ただし、特例基準株式数が基準株式数以下であるとき、又は基準株式数が増加して特例基準株式数以上となつたときは、この限りでない。

一 施行日に所有する当該国内の会社の株式の数
二 昭和五十一年十二月三十一日に所有していた当該国内の会社の株式の数
三 施行日における当該国内の会社の発行済の株式の総数の百分の十

前項第二号に規定する株式につき、昭和五十二年一月一日から施行日の前日までの間に、次の各号に掲げる事由が生じたときは、昭和五十一年十二月三十一日に所有していた当該国内の会社の株式の数に、それぞれ当該各号に定める株式の数を加えた数（第四号に掲げる事由が生じたときは、同号に定める株式の数を減じた数）を同項第二号に掲げる株式の数とみなす。

一 株式の分割があつたとき 同日に所有していた株式の分割により増加した株式の数
二 新株の発行又は利益による配当があつたとき 同日に所有していた株式について割り当てられた新株又は利益の配当として取得した新株の数
三 当該国内の会社が合併して存続するとき 同日に所有していた合併により消滅した会社の株式について割り当てられた当該存続する会社の株式の数
四 株式の併合又は消却があつたとき 同日に所有していた株式の併合又は消却により減少した株式の数

昭和五十二年一月一日から施行日の前日までの間に合併により設立された国内の会社に係る第一項の規定の適用については、昭和五十一年十二月三十一日に所有していた当該合併により消滅した会社の株式について割り当てられた当該合併により設立された会社の株式の数の和を同項第二号に掲げる株式の数とみなす。

昭和五十二年一月一日から施行日の前日までの間に国内の会社の合併が行われ、合併した会社の一方が存続する場合において、第一項の規定の適用を受ける金融会社が昭和五十一年十二月三十一日に当該合併後存続する会社の株式を所有していないなかつたときは、同日に所有していた当該合併により消滅した会社の株式について割り当てられた当該合併後存続する会社の株式の数を同項第二号に掲げる株式の数とみなす。

6 第一項の規定により同項第三号に掲げる株式の数を特例基準株式数とする金融会社の施行日においては、当該株式の取得の日を当該国内の会社の株式を基準株式数を超えて所有することとなつた日とみなして、新法第十一条第一項第一号又は第二号に該当して所有するものについて、施行日以後に第二項各号に掲げる事由が生じたときは、特例基準株式数に、同項の規定の例により加減し用する。

7 所有する株式に旧法第十一条第一項第一号又は第二号に該当して所有するものがある場合においては、当該株式の規定を適用する。

金融会社の所有する国内の会社の株式で第一項の規定の適用を受けるものについて、施行日以後に第二項各号に掲げる事由が生じたときは、特例基準株式数に、同項の規定の例により加減し用する。

8 た株式の数を特例基準株式数とみなす。ただし、同項第二号の規定の適用により加算される株式（準備金の資本への組入れにより無償で割り当てられた新株を除く。）については、取得の日から二年以内において所有する場合に限る。

金融会社の所有する国内の会社の株式で第一項の規定の適用を受けるものを発行する国内の会社が合併により消滅した場合において、その金融会社が次の各号に掲げる国内の会社の株式数を超えて所有することとなるときは、当該国内の会社の株式について、それぞれ当該各号に定める株式の数を特例基準株式数とみなす。ただし、当該合併後存続する会社の株式について前項の規定の適用があるときは、この限りでない。

一 当該合併後存続する会社 合併の時に所有していたその会社の株式の数に合併の時に所有していた当該合併により消滅した会社の株式について割り当てられた当該合併後存続する会社の株式の数を加えた数

二 当該合併により設立された会社 合併の時に所有していた当該合併により消滅した会社の株式について割り当てられた当該合併により設立された会社の株式の数の和

第九条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五三年五月一日法律第三六号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五六年六月九日法律第七五号）

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行する。ただし、第一条中非訟事件手続法第二百三十二条ノ二第一項の改正規定、第二条中担保附社債信託法第三十四条の改正規定、第三条、第四条及び第七条の規定、第八条中農業協同組合法第十一条第七項の改正規定、第十一条中中国有財産法第二条第一項第六号の改正規定（「を含む。」）の下に「新株引受権証券」を加える部分に限る。）、第十三条中中小企業等協同組合法第九条の八第五項の改正規定、第二十四条中信用金庫法第五十三条第三項の改正規定、第二十六条中会社更生法第二百五十七条第四項の改正規定、第三十一条中労働金庫法第五十八条第六項の改正規定、第四十一条中商業登記法第八十二条の次に一条を加える改正規定及び同法第八十九条の改正規定並びに第四十五条及び第四十八条の規定は、商法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書の政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五七年七月二三日法律第六九号）抄

（施行期日等） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

3 次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第一 国際的協定又は国際的契約であつてこの法律の施行前にしたものに係る届出 第一条の規定による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第六条第二項

この法律（附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びに附則第三項第一号の規定により從前の例によることとされる届出に係るこの法律の施行後にした行為及び同項第二号の規定により從前の例によることとされるトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五七年八月二十四日法律第八三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七八号）

この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関

係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (昭和五八年一二月三日法律第八二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年四月一八日法律第二五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十一年十月八日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和六一年一二月四日法律第九三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年六月二九日法律第六五号)
(施行期日)
第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成三年四月二六日法律第四二号)
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二年六月二九日法律第六五号)
(施行期日)
第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。
(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるらず、なお従前の例によることとする。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るもの)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。
(罰則に関する経過措置)

第六条 附則(平成八年六月一四日法律第八二号)抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

第七条 附則(平成八年六月一四日法律第八二号)抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

第八条 附則(平成八年六月一四日法律第八二号)抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

第九条 附則(平成八年六月一四日法律第八二号)抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

第十条 附則(平成八年六月一四日法律第八二号)抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

第十一条 附則(平成八年六月一四日法律第八二号)抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

第十二条 附則(平成八年六月一四日法律第八二号)抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

第十三条 附則(平成八年六月一四日法律第八二号)抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

第十四条 附則(平成八年六月一四日法律第八二号)抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

第十五条 附則(平成八年六月一四日法律第八二号)抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

第十六条 附則(平成八年六月一四日法律第八二号)抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

第十七条 附則(平成八年六月一四日法律第八二号)抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

第十八条 附則(平成八年六月一四日法律第八二号)抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

第十九条 附則(平成八年六月一四日法律第八二号)抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

第四条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成九年六月二〇日法律第一〇二号）抄

（施行期日）この法律は、金融監督設置法（平成九年法律第一百一号）の施行の日から施行する。

（大蔵大臣等がした処分等に関する経過措置）

第一条 この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企业等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（以下「旧担保附社債信託法等」という。）の規定により大蔵大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企业等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、協同組織金融機関の合併及び転換に関する法律、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（以下「新担保附社債信託法等」とい

う。）、の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関に対しても同様の行為を行つてさされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の相当の国の機関に対し報告、届出、提出その他手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものにつ

いては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により内閣総理大臣その他の相当の国の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

（大蔵省令等に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成九年一月二九日法律第八一号）抄

（施行期日）この法律は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律（平成九年法律第一百二十号）の施行の日から施行する。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成九年一二月一二日法律第一二一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律（平成九年法律第一百二十号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一〇年五月二九日法律第八一号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年一月一日から施行する。ただし、第十一条第一項及び第二項の改

正規定、第十三条第三項及び第十四条第二項を削る改正規定、第六十七条第一項の改正規定（第六

十四条第一項）を「第十四条」に改める部分に限る。）、第九十五条第五号、第九十五条第二号第六

号及び第七号並びに第九十五条第一項第二号の改正規定並びに附則第三条、第四条、第七条及び

第八条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に終了した事業年度に係る改正前の私

的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧法」という。）第十条第二項に規定す

る株式に関する報告書については、なお従前の例による。

第二条 第二項の規定による公的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「新法」という。）第十条第二項に規定する株式所有会社は、この法律の施行の際現に同項に規定する株式発行会社の株式を

所有している場合（金銭又は有価証券の信託に係る株式について、自分が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うこと

ができる場合を含む。）であつて、当該株式の数の当該株式発行会社の発行済の株式の総数に占める割合が、施行日を含む事業年度の開始の日以後施行日の前日までの間に、同項に規定する政令で定める数値を超えることとなつたときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、施行日から三十日以内に、当該株式に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならぬ。

第三条 新法第十七条の二及び第八章第二節の規定は、前項の規定に違反する行為がある場合に準用す

る。この場合において、新法第十七条の二第一項、第四十八条第一項及び第五十四条第一項中

「第十条」とあるのは、「第十条、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第八十一号）附則第一条第二項」と読み替えるものとする。

第四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にあつた改正前の私的独占の禁止及び公正取

引の確保に関する法律第十一条第一項又は第十七条（同法第十一条第一項に係る部分に限る。）

の規定に違反する行為を排除するために必要な措置については、なお従前の例による。

第五条 旧法第十五条第二項（旧法第十六条において準用する場合を含む。）の規定によりされた

届出であつて、この法律の施行の際旧法第十五条第三項本文（旧法第十六条において準用する場

合を含む。)に規定する三十日の期間又は旧法第十五条第三項ただし書(旧法第十六条において準用する場合を含む。)の規定により短縮され、若しくは延長された期間を経過していないものについては、なお従前の例による。

第六条 施行日前に旧法第十五条第二項又は第三項の規定に違反して会社が合併した場合における合併の無効の訴えについては、なお従前の例による。

第七条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。)の施行前にした行為並びに附則第二条第一項、第四条及び第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(平成一〇年六月三日法律第九〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成一〇年六月一五日法律第一〇七号) 抄

第一条 この法律は、平成十年十一月一日から施行する。

附 則

(平成一〇年一〇月一六日法律第一一三一号) 抄

第一条 この法律は、金融再生委員会設置法(平成十年法律第百三十号)の施行の日から施行する。

附 則

(平成一〇年六月一〇月一六日法律第一一三一号) 抄

組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外國証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に関する事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(以下「新担保附社債信託法等」という。)の相当規定に基づいて、金融再生委員会等に関する法律(以下「新担保附社債信託法等」という。)の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他の相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

第三条 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国機関に對してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

第四条 旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国機関に對し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他の相当の国の機関に對して報告、届出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

附 則

(平成一一年六月二三日法律第八〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

附 則

(平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則

(平成一一年七月一六日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附 則

（平成一一年八月一三日法律第一二五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

（平成一一年二月三日法律第一四六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第三条の規定による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、同項に定めるものを除き、同条の規定の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に開始された行為について適用し、施行日前に既になくなつておる行為については、なお従前の例による。

第二条 新法の規定は、施行日前に開始され、施行日以後に終わつた行為のうち施行日前に係るものについては、なお従前の例によつて適用し、当該行為のうち施行日前に係るものについては、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十四条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十五条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要となる経過措置は、政令で定める。

附 則

（平成一一年二月八日法律第一五一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九十九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

二 第三章（第三条を除く。）及び次条の規定 平成十一年七月一日

附 則 （平成一一年五月一九日法律第七一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則

（平成一一年五月一九日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

第二条 改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「新法」という。）第二十五条の規定は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以

後に開始された行為について適用し、施行日前に既になくなつておる行為については、なお従前の例による。

（新法第二十五条の規定は、施行日前に開始され、施行日以後に終わつた行為のうち施行日以後に係るものについて適用し、当該行為のうち施行日前に係るものについては、なお従前の例によることとされるものについて適用し、当該行為のうち施行日前に係るものについては、なお従前の例による。）

附 則 （平成一一年五月三一日法律第九一号）抄

第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

附 則

（平成一一年五月三一日法律第九二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十九条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十条 附則第二条から第十七条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

（平成一一年五月三一日法律第九六号）抄

第一条 この法律は、平成十二年十一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（処分等の効力）

第四十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第五十一条 附則第二条から第十二条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則の適用に関する経過措置）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則

（平成一三年六月一九日法律第八〇号）抄

この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。

附 則

（平成一三年一月二八日法律第一二九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

（平成一四年五月一九日法律第四五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

第二条 改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「新法」という。）第二十五条の規定は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以

後に開始された行為について適用し、施行日前に既になくなつておる行為については、なお従前の例による。

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年五月二九日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七条第二項、第八条の二第二項、第四十八条第二項、第四十九条の二第三項及び第五項、第五十条第一項及び第四項、第五十四条第二項、第五十八条第一項並びに第六十九条の二の改正規定、同条を第六十九条の三とする改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第六十九条の次に一条を加える改正規定、第九十五条第一項第一号及び第二項第一号の改正規定、次条の規定、附則第九条中水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第九十五条の改正規定並びに附則第十条及び第十四条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新法」という)第七条第二項(新法第八条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日前に既になくなっている新法第六条並びに第八条第一項第二号及び第三号の規定に違反する行為については、適用しない。

第三条 新法第九条第五項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)以後に終了する事業年度から適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

第四条 施行日前にあつた改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「旧法」という)第九条の二第一項、第十一条第一項若しくは第二項又は第十七条(旧法第九条の二第一項又は第十二条第一項若しくは第二項に係る部分に限る。)の規定に違反する行為を排除するため必要な措置については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第九条の二第一項に規定する金融業を営む会社であつて新法第十条第二項に規定する株式所有会社に該当するもの(以下この条において「株式所有金融会社」という。)が同項に規定する株式発行会社の株式を所有している場合における当該株式所有金融会社についての同項の規定の適用については、同項中「取得し、又は所有する場合(二)とあるのは、「所有している場合(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第四十七号)の施行の日前に同法による改正前のこの法律第十一条第一項ただし書又は同条第二項の認可を受けている場合を除き。)と、「当該取得し、又は所有する」とあるのは、「当該所有している」と、「その超えることとなつた日」とあるのは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日」とする。

第六条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)

第八十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第八十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成一四年一月一三日法律第一五二号) 抄
(施行期日)**

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 (略)
二 第七条の規定 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第四十七号)附則第一条ただし書に定める日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成一五年四月九日法律第二三号) 抄
(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 (罰則に関する経過措置)
二 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成一五年五月三〇日法律第五四号) 抄
(施行期日)**

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

第一条 (罰則の適用に関する経過措置)
二 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

第三十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄
(施行期日)**

第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の施行の日から施行する。

第一条 (罰則の適用に関する経過措置)
二 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 (政令への委任)

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

第一条 この法律は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七五十五号)。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 附則第一条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二百三十五条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年一二月一〇日法律第一六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月二七日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 目次の改正規定(「第四章の一 価格の同調的引上げ」を削る部分に限る)、第四章の二を削る改正規定、第四十四条第一項後段を削る改正規定、第八十四条の二第二項の改正規定及び第九一条の二第二十号を削り、同条第十二号を同条第十一号とする改正規定

公布の日から起算して一年を経過した日

2 第七十九条を削る改正規定、第七十八条を第七十九条とし、第七十七条の次に一条を加える改正規定及び第八十五条の改正規定(同条第一号に係る部分に限る) 行政事件訴訟法の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十四号) 附則第一条本文の政令で定める日又はこの法律の公布の日いづれか遅い日

(施行日前に勧告等があつた場合についての経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に一の違反行為について当該違反行為をした事業者又は事業者団体若しくはその構成事業者(構成事業者が他の事業者の利益のためにする行為を行うものである場合には、その事業者を含む。)の全部又は一部に対し改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「旧法」という。)第四十八条第一項若しくは第二項の規定による勧告 旧法第四十八条の二第四項の規定による意見述べ、及び証拠を提

出する機会の付与又は旧法第五十条第二項の規定による審判開始決定書の謄本の送達があつた場合における当該違反行為を排除するために必要な措置を命ずる手続、課徴金の額の計算並びにその納付を命ずる要件及び手続、審判手続(速記者の立会いその他の公正取引委員会規則で定める事項に係るもの)を除く。)、当該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手続その他これらに類するものとして公正取引委員会規則で定めるものについては、なお従前の例による。

(既往の違反行為に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際旧法第四十八条第一項若しくは第二項の規定による勧告又は旧法第五十条第二項の規定による審判開始決定書の謄本の送達がされることなくその行為がなくなつた日から一年を経過している違反行為については、改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新法」という。)第七条第一項(新法第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定にかかるらず、新法第七条第二項に規定する措置を命ずることができない。

(課徴金に関する経過措置)

第四条 新法第七条の一第一項(新法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)又は第二項に規定する違反行為(旧法第七条の一第一項(旧法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)に規定するものに限る。)であつて施行日前に既になくなつているものについては、課徴金の納付を命ずることができない。

2 新法第七条の二第一項(新法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)又は第二項に規定する違反行為(旧法第七条の二第一項(旧法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)に規定するものに限る。)であつて施行日前に既になくなつているものについては、課徴金の納付を命ずることができない。

第五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二百号)による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下この条並びに附則第七条及び第八条において「新私的独占禁止法」という。)第七条の二第一項(新私的独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)又は第二項に規定する違反行為(旧法第七条の二第一項(旧法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)又は第二項に規定する違反行為(旧法第七条の二第一項(旧法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)に規定するものに限る。)を除く。)について新私的独占禁止法第六十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定するものを除く。)について新私的独占禁止法第五十条第一項の規定による通知をする場合において当該違反行為が平成十八年一月四日前に開始され、同日以後になくなつたものであるときは、当該違反行為のうち同日前に係るものについては、課徴金の納付を命ずることができない。

2 新私的独占禁止法第七条の二第一項(新私的独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)又は第二項に規定する違反行為(旧法第七条の二第一項(旧法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)に規定するものに限る。)について新私的独占禁止法第六十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定するものに限る。)について新私的独占禁止法第五十条第一項の規定による通知をする場合において当該違反行為が平成十八年一月四日前に開始され、同日以後になくなつたものであるときは、当該違反行為のうち同日前に係るものについては、課徴金の納付を命ずることができない。

3 前項の場合における新私的独占禁止法第七条の二第一項(新私的独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項本文中「当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間(当該期間)とあるのは、「平成十八年一月四日の前日までの期間と平成十八年一月四日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間とを合算した期間(当該合算した期間)とする。

4 第二項の場合における新私的独占禁止法第七条の二第十九項本文及び第六十三条第一項本文の規定の適用については、これらの規定中「その額」とあるのは「その額中当該違反行為のうち平

済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則

(平成一八年六月一四日法律第六六号) 抄

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附 則

(平成一八年二月一五日法律第一〇九号) 抄

この法律は、新信託法の施行の日から施行する。

附 則

(平成二一年六月一〇日法律第五一号) 抄

この法律は、新信託法の施行の日から施行する。

附 則

(平成一八年二月一五日法律第一〇九号) 抄

この法律は、新信託法の施行の日から施行する。

三に規定する違反行為については、新独占禁止法第七条の二第二十七項の規定にかかるらず、課徴金の納付を命ずることができない。

第五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二百号)による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(次条から附則第八条まで、附則第十五条及び附則第十六条第二項において「新私的独占禁止法」という。)第七条の二第四項又は第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為についてこれらの規定による課徴金の納付を命ずる場合において、当該違反行為が施行日前に開始され、施行日以後になくなつたものであるときは、当該違反行為のうち施行日前に係るものについての課徴金の額の計算について命ずることができない。

第六条 新私的独占禁止法第七条の二第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が同条第八項各号に規定する行為に相当する行為をし、かつ、施行日前に既に当該行為がなくなつている場合における当該行為に係る違反行為についての課徴金の額の計算について命ずることができない。

2 新私的独占禁止法第七条の二第二十四項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が同条第八項各号に規定する行為に該当する行為をした場合(施行日以後に既に当該行為が同項及び同条第九項の規定を適用しない)。

3 新私的独占禁止法第七条の二第二十五項(新私的独占禁止法第二十条の七において読み替えて二項に規定する違反行為をした事業者(会社以外の法人に限る。)が施行日以後に新私的独占禁止法第二项における合併後存続し、又は合併により設立された法人及び当該違反行為(会社に限る。)が施行日前に合併により消滅した場合における合併後存続し、又は合併により設立された会社以外の法人については、適用しない)。

4 新私的独占禁止法第七条の二第二十五項(新私的独占禁止法第二十条の七において同じ。)の規定は、施行日以後に新私的独占禁止法第二十条の六までに規定する違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は同法第一百一条第一項に規定する処分が行われた場合(当該処分が行われなかつたときは、当該違反行為について新私的独占禁止法第六十二条第四項において読み替えて準用する新私的独占禁止法第五十条第一項の規定による通知(以下「事前通知」という。)が行われた場合)における新私的独占禁止法第七条の二第二十五項に規定する特定事業承継子会社等について適用する。

第七条 新私的独占禁止法第七条の二第一項(同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は第四項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、同条第一項、第二項又は第四項に規定する違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十五号)による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は同法第一百二条第一項に規定する処分が最初に行われた日から遡り十年以内(当該処分が行われなかつたときは、当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内)に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一一部を改正する法律(平成十七年法律第三十五号)による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「平成十八年一月改正前独占禁止法」という。)第七条の二第一項の規定による審決を受けたことがあるとき(当該命令に受けたことがあるとき(当該命令に受けたことあるとき)に該当する)に該当する。

2 新私的独占禁止法第七条の二第七項及び第九項の規定は、同条第四項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、当該違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「平成十八年一月改正前独占禁止法第五十四条の二第一項の規定による審決を受けたことがあるとき(当該命令に受けたことあるとき)に該当する」)の規定にかかるらず、新私的独占禁止法第七条第二項に規定する措置を命ずることができない。(課徴金に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際その実行期間(旧独占禁止法第七条の二第一項(同条第二項及び旧独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する実行期間をいう。)の終了した日から三年を経過している旧独占禁止法第七条の二第一項若しくは第二項又は第八条の規定による経過措置)

2 新私的独占禁止法第七条の二第七項及び第九項の規定は、同条第四項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、当該違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「平成十八年一月改正前独占禁止法第五十四条の二第一項の規定による審決を受けたことがあるとき(当該命令に受けたことあるとき)に該当する」)の規定に規定する実行期間を経過している場合に限る。又は平成十八年一月改正前独占禁止法第五十四条の二第一項の規定による審決を受けたことがあるとき(当該命令に受けたことあるとき)に該当する。

公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は同法第二条第一項に規定する処分が最初に行われた日から遡り十年以内（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内）に、旧独占禁止法第七条の二第六項第一号に規定する命令、通知若しくは審決又は同項第二号に規定する命令、通知若しくは審決を受けたことがある者である場合における当該課徴金の額の計算についても、適用する。
(審決及び排除措置命令に関する経過措置)

第ハ条 新規的猶占禁止法第二十条の二の趣
旨反行為ニ係る事件ニ付て弘前地方法院

違反行為に係る事件について和解の禁じ及び公正取引の確保に関する法律第四十一条第一項
第四号に掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以内（当該処分が行われなかつたときは、
当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内）に、平成十八年一月
改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（新私的独占禁止法第二条第九項第一号に規定

する行為に相当するものに限る。)について平成十八年一月改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る)又は旧独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(新私的独占禁止法第二条第九項第一号に規定する行為に相当するものに限る。)について旧独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき(当該命令が確定している場合に限る)若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決(原処分の全部を取り消す場合のものに限る。)を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)は、当該審決又は命令を新私的独

占禁止法第二十条の二の規定による命令であつて確定しているものとみなす。
新規的独占禁止法第二十条の三の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反

事業者が當該違反行為について事前通知を受けた日から起算して十年以内に規定する前項独占正法第十九条の規定に違反する行為（新私的占独禁法第二条第二項に規定する行為に相当するものに限る。）について平成十八年一月以後前記上告を第百四十八条第四項、第百四十九条第一項に規定するものに限る。）

（行方不明の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたもの）（当該審決が確定している場合に限る）又は旧独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（新私的の独占禁止法第一

条第九項第二号に規定する行為に相当するものに限る。)について旧専占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき(当該命令が確定している場合に限る。)若しくは旧専占禁

止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）は、当該審決又は命令を新私的独占権に付する場合に、

前項の規定による行為に該当するものに限る)について平成十八年一月改正前独立占禁正法第十九条の規定に違反する行為(新私的独立占禁止法第二条第九項第三号に規定する行為に相当するものに限る)について平成十八年一月改正前独立占禁正法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき(当該審決が確定し

ている場合に限る。）又は旧独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（新私的独占禁止法第二条第九項第三号に規定する行為に相当するものに限る。）について田舎店禁上法第二十条の規定

による命令を受けたことがあるとき（当該命令が確定している場合に限る。）若しくは旧独占禁

止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）は、当該審決又は命令を新私的独占

4 禁止法第二十条の四の規定による命令であつて確定しているものとみなす。
新私的独占禁止法第二十条の五の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四

号に掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以内（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内）に、平成十八年一月改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（新私的独占禁止法第二条第九項第四号に規定する行為に相当するものに限る。）について平成十八年一月改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）又は旧独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（新私的独占禁止法第二条第九項第四号に規定する行為に相当するものに限る。）について旧独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令が確定している場合に限る。）若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）は、当該審決又は命令を新私的独占禁止法第二十条の五の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

第九条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前に生じた旧独占禁止法第八条第二項から第四項までに規定する事業者団体の成立、届出に係る事項の変更及び解散に係る届出については、なお従前の例による。
(事業者団体届出に関する経過措置)

第十条 新独占禁止法第十条第二項及び第八項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後に行う株式の取得について適用し、同日前に行う株式の取得又は所有については、なお従前の例による。

（株式の取得又は所有に関する経過措置）

第十二条 新独占禁止法第十五条第二項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十五条の二第二項若しくは第三項（これらの規定を同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第十六条第二項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定によりされた届出であつて、この法律の施行の際旧独占禁止法第十五条第五項本文（旧独占禁止法第十五条の二第七項又は第十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する三十日の期間又は第十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により短縮された期間を経過していないものについては、なお従前の例による。

2 施行日から起算して三十日を経過するまでに合併、共同新設分割、吸収分割又は事業等の譲受け（以下この項において「合併等」という。）をしようとする場合において、この法律の施行の際現に旧独占禁止法第十五条第二項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十五条の二第二項若しくは第三項（これらの規定を同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第十六条第二項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により当該合併等に関する計画を届け出なければならないとされていなかつたときについては、なお従前の例による。

（共同株式移転に関する経過措置）

第十三条 新独占禁止法第十五条の三第二項及び同条第三項において読み替えて準用する新独占禁止法第十一条第八項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日前に行う共同株式移転については、適用しない。

（合併又は分割の無効の訴えに関する経過措置）

第十四条 施行日前に旧独占禁止法第十五条第二項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第五項又は第十五条の二第一項及び第二項（これらの規定を同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに同条第七項において読み替えて準用する旧独占禁止法第十五条第五項の規定に違反して会社が合併、共同新設分割又は吸収分割をしたときにおける合併、共同新設分割又は吸収分割の無効の訴えについては、なお従前の例による。

(利害関係人の閲覧・贈写請求手続に関する経過措置)

第十四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前に旧独占禁止法第七十条の十五の規定によりされた事件記録の閲覧又は贈写の求めに対する処分については、なお従前の例による。

(文書提出命令の特則についての経過措置)

第十五条 新私の独占禁止法第八十三条から第八十三条までの規定は、施行日以後に提起された訴えについて適用し、施行日前に提起された訴えについては、なお従前の例による。

(求意見制度についての経過措置)

第十六条 新独占禁止法第八十四条第一項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後に提起された私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五条の規定による損害賠償に関する訴えについて適用し、同日前に提起された同条の規定による損害賠償に関する訴えについては、なお従前の例による。

2 新私の独占禁止法第八十四条第二項において準用する同条第一項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後に提起された訴えにおいて相殺のために裁判上主張された私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五条の規定による損害賠償の請求について適用し、同日前に提起された訴えにおいて相殺のために裁判上主張された同条の規定による損害賠償の請求については、なお従前の例による。

(処分・手続等に関する経過措置)

第十七条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。次条において同じ。)の施行前に旧独占禁止法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新独占禁止法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新独占禁止法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

第十八条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条から第十一条までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について

(政令への委任)

第十九条 附則第一条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二十条 政府は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の審判手続に係る規定について、全面にわたつて見直すものとし、平成二十一年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新独占禁止法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新独占禁止法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二二年一月一九日法律第五一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 (経過措置)

6 この法律の施行前にした行為及び前各項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 前各項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年五月二十五日法律第五三号)

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三一日法律第二三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中保険業法第六百六条の改正規定、同法第七十条の改正規定、同法第七十七条第一項の改正規定、同法第三百三十五条第三項の改正規定、同法第三百三十八条の改正規定、同法第七十三条の四第二項第二号の改正規定、同法第三百七十三条の五の改正規定、同法第二百十一条第一項の改正規定、同法第二百七十条の四第九項の改正規定((「第二百四十条」を「(次条第一項、第二百四十条」に改める部分及び「第二百三十九条第二項」を「第二百三十九条第一項中「移転先会社」とあるのは「加入機構」と、「第二百三十五条第二項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、第二百三十九条第二項に改める部分に限る)、同法第二百七十一条の二十一第一項の改正規定、同法第二百七十一条の二十二第一項の改正規定、同法第三百十一条の三第一項第二号の改正規定、同法第三百三十三条规定第三十三号及び第四十六号の改正規定並びに同法附则第一条の二第二項の改正規定、第二条中保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項、第四項、第五項、第七項第一号、第十項及び第十一項の改正規定、同法第十二条の改正規定((「第二百三十八条」を「第二百三十七条第五項及び第二百三十九条」に改める部分を除く)、同法附則第四条の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(同項の表第百条の二の項を次のように改める部分を除く)、同条第三項、第五項及び第六項の改正規定、同条第十一項の改正規定((新保険業法第二編第七章第一節)を「保険業法第二編第七章第一節」に改める部分及び「新保険業法の規定」を「同法の規定」に改める部分に限る)、同項の表第百三十七条第五項の項の次に次のように加える改正規定、同表第三百三十三条规定第三十三号、第四十五号及び第四十六号の項の改正規定、同条第十二項から第十五項まで、第十七項から第十九項まで及び第二十一項の改正規定、同法附則第四条の二の表第三百条第一項第八号の項の改正規定、同法附則第五十五条の改正規定、同法附則第三十三条の二第一項の改正規定、同法附則第三十三条の三の改正規定、同法附則第三十四条の二並びに第三十六条第一項及び第二項の改正規定、第三条の規定並びに次条第一項及び第三項、附則第三条第一項及び第二項、第四条、第五条、第八条(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五条)、第二百二条の改正規定に限る)並びに第九条から第十三条までの規定)公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

第十二条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十三条 この附則に規定するもののか、この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十五条及び第十六条の規定は、公布の日から施行する。

(施行日前に排除措置命令又は納付命令に係る通知があつた場合についての経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に一の違反行為について当該違反行為をした事業者又は事業者団体若しくはその構成事業者(事業者の利益のためにする行為を行ふ役

員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。附則第七条第一項において同じ。の全部又は一部に対し改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧法」という。）第四十九条第五項（旧法第五十条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知があつた場合における当該違反行為を排除し又は当該違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずる手続（課徴金の納付を命ずる手續、課徴金を徴収し又は還付する手続、審判手続（審判官の指定の手続を含む。次条及び附則第四条において同じ。）、当該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手続その他これらに類する手続として公正取引委員会規則で定めるものについては、なお従前の例による。

（施行日前に私的独占の状態に係る審判開始決定書の副本の送達があつた場合についての経過措置）

第三条 施行日前に旧法第五十五条第三項の規定による審判開始決定書の副本の送達があつた場合における独占的状態に係る商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置を命ずる手続、審判手続、当該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手続その他これらに類する手続として公正取引委員会規則で定めるものについては、なお従前の例による。

（施行日前に認可の取消しに係る審判手続を開始した場合についての経過措置）

第四条 施行日前に旧法第七十条の十二第一項の規定により審判手続を開始した場合における審判手続、当該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手続として公正取引委員会規則で定めるものについては、なお従前の例による。

（審決を受けたことがある者に対する納付命令に関する規定の適用関係）

第五条 改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「新法」という。）第七条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第四項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、同条第一項、第二項又は第四項に規定する違反行為に係る事件についての調査開始日（当該違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は同法第一百二条第一項に規定する処分が最初に行われた日（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について新法第六十二条第四項において読み替えて準用する新法第五十条第一項の規定による通知（次条において「事前通知」という。）を受けた日）をいう。第三項において同じ。）から遡り十年以内に、旧法第五十一条第二項の規定による審決を受けたことがあるときは、当該審決を新法第六十三条第二項の規定による決定とみなして、新法第七条の二第七項及び第九項の規定を適用する。

2 新法第七条の二第一項、第二項又は第四項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、当該法人が受けた旧法第五十一条第二項の規定による審決を新法第六十三条第二項の規定による決定とみなして、新法第七条の二第二十四項の規定による。

3 新法第七条の二第一項、第二項又は第四項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後においてその一若しくは二以上の子会社等（新法第七条の二第十三項第一号に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人（会社に限る。）が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後においてその一若しくは二以上の子会社等（新法第七条の二第十三項第一号に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）に対して当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該法人が受けた旧法第五十一条第二項の規定による審決を新法第六十三条第二項の規定による決定とみなして、新法第七条の二第二十五項の規定を適用する。

第六条 新法第二十条の二の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以内（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内）に、同法第十九条の規定に違反する行為（同法第二条第九項第二号に該当するものに限り、附則第二条の規定による命令であつて確定しているもののみなす。）は、当該審決を新法第二十条の三の規定による命令であつて確定しているもののみなす。

3 新法第二十条の四の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以内（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内）に、同法第十九条の規定に違反する行為（同法第二条第九項第三号に該当するものに限り、附則第二条の規定によりなお従前の例による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限り、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限り。）は、当該審決を新法第二十条の四の規定による命令であつて確定しているもののみなす。）

2 新法第二十条の五の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以内（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内）に、同法第十九条の規定に違反する行為（同法第二条第九項第四号に該当するものに限り、附則第二条の規定によりなお従前の例による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限り、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定しているもののみなす。）は、当該審決を新法第二十条の五の規定による命令であつて確定しているもののみなす。

（排除措置命令等が確定した場合における損害賠償に関する訴えに関する経過措置）

第七条 施行日前に確定した旧法第四十九条第一項に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかつた場合には、旧法第五十条第一項に規定する納付命令（旧法第八条第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対するものを除く。次項において同じ。）又は旧法第六十六条第四項の規定による審決に係る違反行為に係る私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五条の規定による損害賠償に関する訴えについては、なお従前の例による。）

2 附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後に確定した旧法第四十九条第一項に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかつた場合には、旧法第五十条第一項に規定する納付命令（旧法第八条第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対するものを除く。次項において同じ。）又は旧法第六十六条第四項の規定による審決に係る違反行為に係る私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五条の規定による損害賠償に関する訴えについては、なお従前の例による。）

（審判官に関する経過措置）

第八条 附則第二条から第四条までの規定によりなお従前の例によることとされる審判手続に係る事務が終了するまでの間は、新法第三十五条第三項の規定の適用について（同項中「局務」とあるのは、「局務（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第一百号）附則第二条から第四条までの規定によりなお従前の例によることとされ

る審判官の指定の手続により、公正取引委員会が審判官を指定して行わせることとした事務を除く。」とする。

- 2 旧法第三十五条第七項から第九項までの規定は、附則第二条から第四条までの規定によりなお従前の例によることとされる審判手続に係る事務が終了するまでの間は、なおその効力を有する。

(競争を回復させるために必要な措置を命ずる審決に関する規定の適用関係)

- 第九条** 旧法第六十五条又は第六十七条第一項の規定による審決（当該審決が確定した場合に限る。）については、新法第六十四条第一項に規定する競争回復措置命令であつて確定したものとみなして、新法第六十八条及び第七十条の三第三項の規定を適用する。

- 2 旧法第六十五条又は第六十七条第一項の規定による審決（附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第六十五条又は同項の規定による審決を含む。）が確定した場合において、当該審決を受けた者が施行日以後においてこれに従わないときは、当該審決を新法第六十四条第一項に規定する競争回復措置命令であつて確定したものとみなして、新法第六十九条第三号、第九十二条、第九十五条第一項第二号、第二項第二号及び第五项、第九十五条の二並びに第九十五条の三の規定を適用する。

(緊急停止命令に係る事件の手続に関する経過措置)

- 第十条 この法律の施行の際現に裁判所に係属している旧法第七十条の十三第一項及び旧法第七十条の十四第二項において準用する旧法第七十条の七第一項に規定する事件の手続については、な

お従前の例による。

(施行日前に認可申請の却下等の審決を受けた者に対する抗告訴訟に関する経過措置)

- 第十一条** 旧法第七十条の十一第一項及び第七十条の十二第二項の規定による審決については、新法第七十六条第二項に規定する決定とみなして、新法第七十七条、第八十五条（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条、第八十七条及び第八十八条の規定を適用する。

- 2 この法律の施行の際現に旧法第七十七条第一項に規定する期間が進行している前項に規定する審決の取消しの訴えの出訴期間については、なお従前の例による。

- 3 第一項の規定にかかるわらず、この法律の施行の際現に係属している同項に規定する審決に係る行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟については、なお従前の例による。

(過料についての裁判の手続に関する経過措置)

- 第十二条** 施行日前にした旧法第四十九条第一項に規定する排除措置命令及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした同項に規定する排除措置命令に違反する行為に対する過料についての裁判の手続については、なお従前の例による。

2 施行日前にした旧法第七十条の十三第一項の規定による裁判及び附則第十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした同項の規定による裁判に違反する行為に対する過料についての裁判の手続については、なお従前の例による。

(処分手続等に関する経過措置)

- 第十三条** 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものと解き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

- 第十五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
- (検討)
- 第十六条** 政府は、公正取引委員会が事件について必要な調査を行ふ手続について、我が国における他の行政手続との整合性を確保しつつ、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から

ら検討を行い、この法律の公布後一年を目途に結論を得て、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六七号）抄

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為及びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二八年一月一六日法律第一〇八号）抄

第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日（第三号において「発効日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第八条 施行日前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

附 則 (平成三〇年七月六日法律第七〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年六月二六日法律第四五号) 抄

一 第一条中私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第七条の二第七項、第九十四条の二並びに第九十五条第一項及び第二項の改正規定並びに附則（延滞金に関する経過措置）

第十二条 第十三条及び第十五条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

二 第一条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び次条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（延滞金に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際その行為がなくなった日から五年を経過している第二条の規定による改正前の独占禁止法（以下「旧独占禁止法」という。）第七条第二項又は独占禁止法第八条の二第二項若しくは第二十条第二項に規定する違反行為については、第二条の規定による改正後の独占禁止法（以下「新独占禁止法」という。）第七条第二項（独占禁止法第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用の場合を含む。以下この条において同じ。）の規定にかわらず、新独占禁止法第七条第二項に規定する措置を命ずることができない。（課徴金に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新独占禁止法の規定は、施行日前違反行為（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた旧独占禁止法第七条の二第一項、第二項若しくは第四項、第八条の三又は第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為のうちいずれかの違反行為をいう。次条及び附則第六条において同じ。）についての課徴金の納付を命ずる手続についても、適用する。

第五条 この法律の施行の際その実行期間（旧独占禁止法第七条の二第二項（同条第二項及び旧独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する実行期間をいう。）の終了した日から五年を経過している施行日前違反行為（旧独占禁止法第七条の二第一項若しくは第二項又は第八条の三に規定するものに限る。）については、新独占禁止法第七条の八第六項（新独占禁止法第七条の九第三項及び第八条の三において準用する場合を含む。）の規定にかわらず、課徴金の納付を命ずることができない。

2 この法律の施行の際その違反行為期間（旧独占禁止法第七条の二第四項に規定する違反行為期間をいう。）の終了した日から五年を経過している施行日前違反行為（同項に規定するものに限りない。）については、新独占禁止法第七条の九第四項において読み替えて準用する新独占禁止法第七条の八第六項の規定にかわらず、課徴金の納付を命ずることができない。

3 この法律の施行の際旧独占禁止法第二十条の七において読み替えて準用する旧独占禁止法第七条の二第二十七項に規定する当該行為がなくなつた日から五年を経過している施行日前違反行為（旧独占禁止法第二十条の二から第二十条の六までに規定するものに限る。）については、新独占禁止法第二十条の七において読み替えて準用する新独占禁止法第七条の八第六項の規定にかわらず、課徴金の納付を命ずることができない。

4 この法律の施行の際その違反行為（旧独占禁止法第七条の二第一項又は第八条の三に規定するものに限る。）として開始された行為であつて、施行日以後になくなつたもの（施行日以後において、新独占禁止法第七条の一第一項、第七条の九第一項又は第八条の三に規定する違反行為に該当するものに限る。）についての課徴金の額（施行日前違反行為に係る部分に限る。）の計算については、新独占禁止法第七条の二（新独占禁止法第七条の九第三項又は第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）第七条の三（新独占禁止法第七条の九第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第七条の八第四項（新独占禁止法第七条の九第三項において読み替えて準用する場合を含み、新独占禁止法第七条の二及び第七条の三の規定の適用に係る部分に限

号に掲げる処分が事業者が当該違反行日の三年前の日改正法施行日の前施行日前に旧独準用する場合をみ替えて準用する場合を含む。)及び課徴金の納付の新独占禁止法第お従前の例による止法第七条の三第三項に止し、かつ、平成二〇公正取引の確保に及び次条第三項に規定は、適用しなおける当該行為に規定期定は、適用しない止法第七条の三第三項に止し、かつ、平成二〇第二項第三号ハ又くなっている場合を除く。)における当該計算については、新独占禁止法第三項及び同条第三項をした事業者が、五項に規定する調査の禁止及び公正取引による改正前の独占禁止法第八条 新独占禁止法第三項第三号ハ又る。)第七条の二第一項に規定する調査の開始を請求する場合を経過している場合の審決を受けた場合を新独占禁止法第三項及び第三項の規定をした他の事業者たる法人又は当該事業者の完全法人、当該事業者に限る。)を受ける。)第三項の規定の適

定による命令であつて確定しているものとみなす。当該事業者の完全子会社（当該審決又は命令を受けた日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、当該審決又は命令を受けた場合における、当該事業者についての同条の規定の適用についても、同様とする。

第十二条 旧独占禁止法第七条の二第一項、第二項若しくは第四項又は第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、施行日前に、当該法人がその一又は二以上の子会社等（旧独占禁止法第七条の二第二十三項第一号に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人（会社である場合に限る。）がその一又は二以上の子会社等に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅した場合における当該子会社等が命じられる課徴金については、なお従前の例による。

第十三条 施行日以後に新独占禁止法第七条の二第一項若しくは第八条の三に規定する違反行為又は当該違反行為に相当する行為に係る事業の報告及び資料の提出を行った事業者が、施行日前に新独占禁止法第七条の六第五号（新独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する行為に相当する行為をした者である場合（施行日以後において同号に規定する行為をしていない場合に限る。）における当該行為に係る違反行為についての課徴金の額の減額及び課徴金の納付の免除については、新独占禁止法第七条の六（同号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第十四条 施行日以後に新独占禁止法第七条の二第一項若しくは第八条の三に規定する違反行為又は当該違反行為に相当する行為に係る事業の報告及び資料の提出を行った事業者が、施行日前に新独占禁止法第七条の六第六号（新独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する行為に相当する行為をした者である場合（施行日以後において当該行為の相手方以外の同号に規定する者に対し同号に規定する行為をしていない場合に限る。）における当該行為に係る違反行為についての課徴金の額の減額及び課徴金の納付の免除については、新独占禁止法第七条の六（同号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第十五条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前の独占禁止法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の独占禁止法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後の独占禁止法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

（政令への委任）

第十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の独占禁止法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の独占禁止法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和元年一二月一日法律第七一号）抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（検討）

第十七条 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定（第六十八条第二項「第九条第一項」に改める部分に限る。）、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水

産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第百二十四条及び第百二十五条の規定

（施行期日）
附 則（令和四年五月二十五日法律第四八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第一百二十五条の規定

（政令への委任）
第二百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定

二 第四条、第十三条及び第二十条の規定、第二十一条中内航海運業法第六条第一項第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十条、第十二条及び第十三条の規定

（罰則に關する経過措置）
（政令への委任）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。